

子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）の検討状況について

1 子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会の開催状況

(1) 第1回（令和6年5月9日開催）

子育て支援計画について、目的や位置付け等を検討した。

(2) 第2回（令和6年7月10日開催）

子育て支援計画について、以下の事項を検討した。

ア 計画の推進に向けて

イ 計画の基本理念・基本目標

ウ 子どもと子育て家庭の現状

エ 主要項目及びその方向性

オ 子ども・子育て支援事業計画

(3) 第3回（令和6年8月6日開催）

子育て支援計画について、以下の事項を検討した。

ア 主要項目及びその方向性

イ 子ども・子育て支援事業計画

2 子育て支援計画の検討結果（令和6年8月現在）

別紙のとおり

3 今後の検討予定

令和6年 10～11月 子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会子ども・若者部会、地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会、11月定例議会（中間のまとめについて）

12月 パブリックコメント、区民説明会、区報特集号発行

令和7年 1～2月 子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会子ども・若者部会、地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会、2月定例議会（最終案について）

3月 子育て支援計画策定

子育て支援計画の検討結果（令和6年8月現在）

※本資料は、現時点での検討状況であり、今後検討を進める中で内容が変わることがあります。

第1章 計画策定の考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格・構成
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進に向けて

第2章 計画の基本理念・基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標

第3章 子どもと子育て家庭の現状

- 1 人口等の推移
- 2 人口推計
- 3 子どものいる女性の就業率と就業状況
- 4 子どもの貧困率等の推移
- 5 子育て支援サービスの利用状況
- 6 子ども・子育て支援に関する実態調査結果

第4章 主要項目及びその方向性

基本的な視点

- 1 親子の健やかな成長の支援
- 2 多様な子育て支援サービスの提供
- 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成
- 4 全ての子育て家庭を支える体制の充実
- 5 子育てしやすいまちづくりの推進

第5章 計画の体系・計画事業

子ども・子育て支援事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方
- 2 教育・保育提供区域の設定
- 3 量の見込みの算定方法（概要）
- 4 量の見込みと提供体制

第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的

「文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）」が本年度に計画期間の最終年度となることから、引き続き、区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、子ども・子育て支援施策の継続性と更なる取組を推進するため、次期「文京区子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）」を策定する。

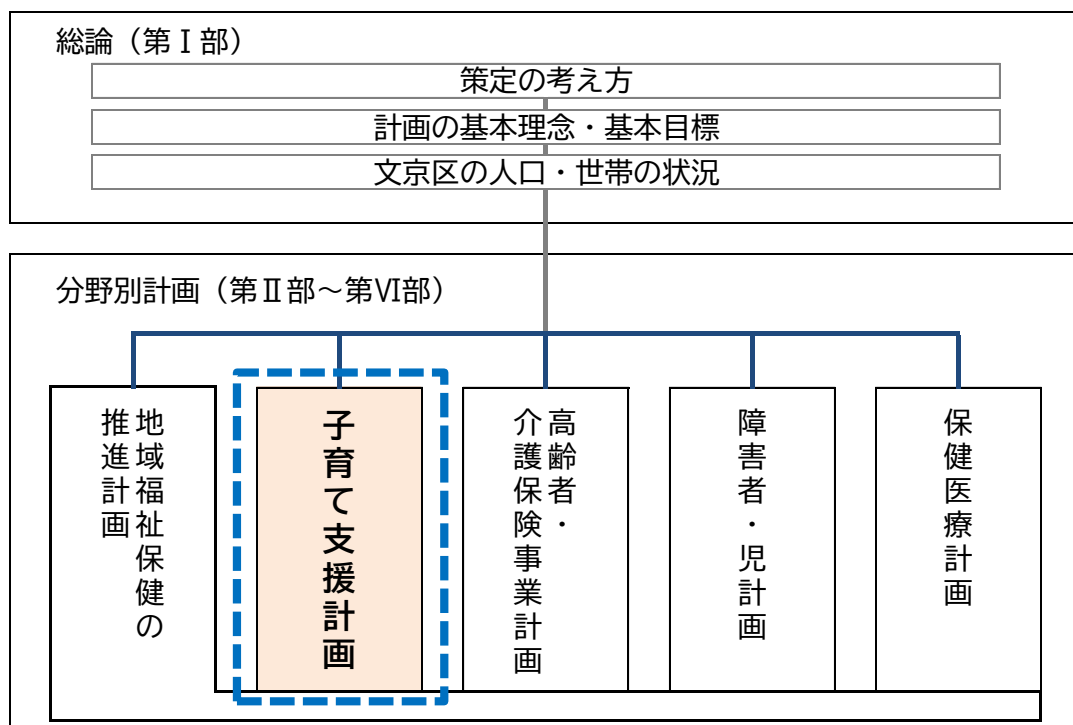
2 計画の性格・構成

子育て支援計画は、区の福祉保健施策を推進するための基本となる「地域福祉保健計画」の分野別計画であると同時に、各法令に規定された次に掲げる行政計画としての性格を包括するものとする。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条第1項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項	
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困の解消に向けた 対策推進に関する法律 第10条第2項	

また、地域福祉保健計画は、計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、子育て支援計画を含む5つの分野別計画で構成される。

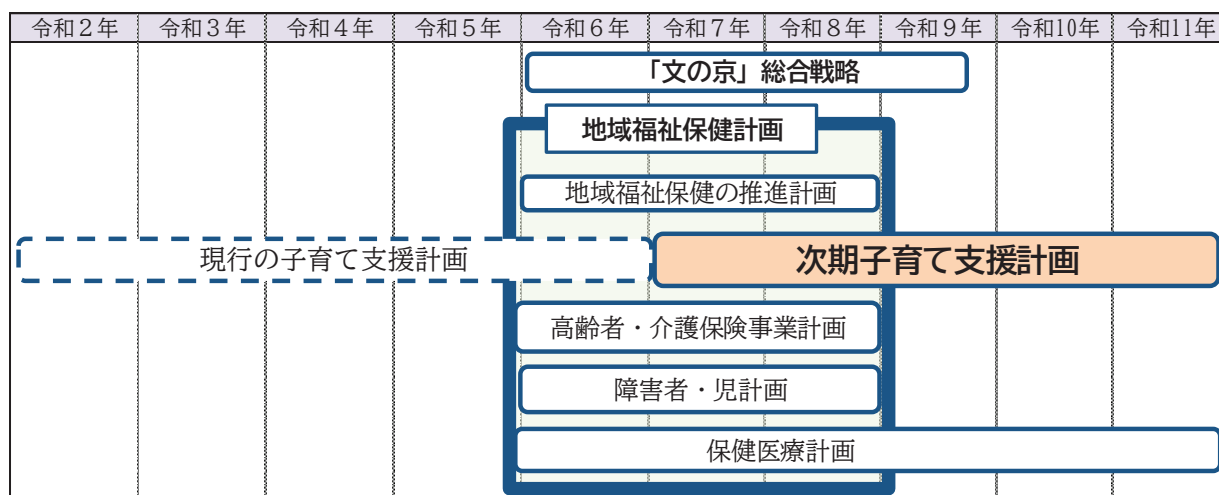
【地域福祉保健計画】



3 計画の期間

次期子育て支援計画は令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とする。

なお、将来人口の変化等により、計画期間中に見直しが必要な状況となった場合には、適宜見直しを実施する。



4 計画の推進に向けて

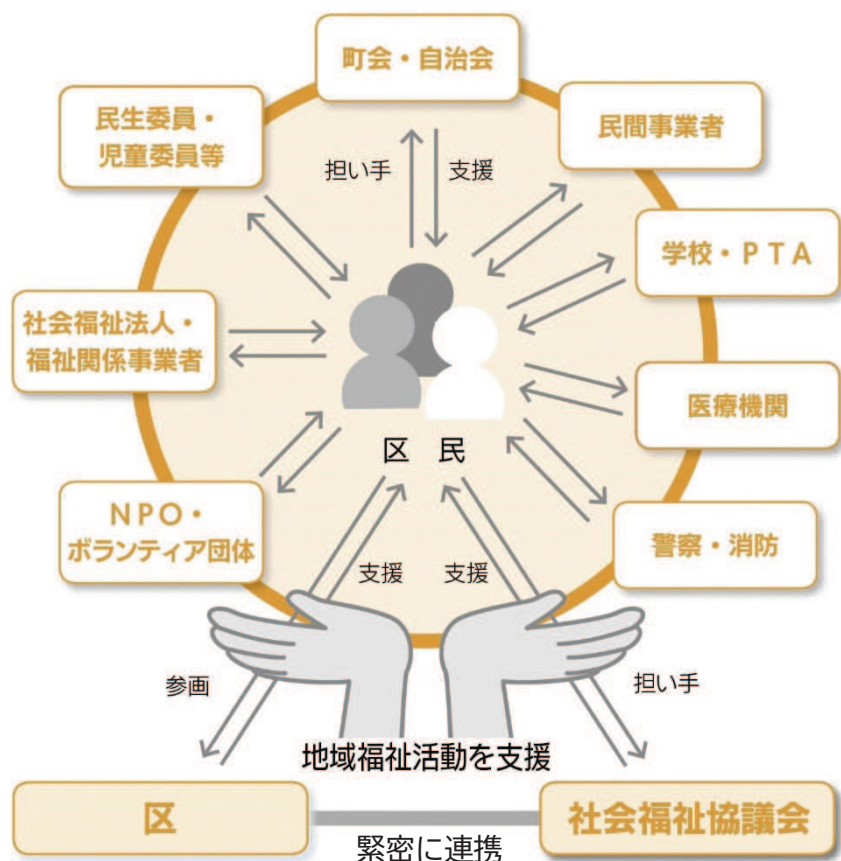
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



・高齢者あんしん相談センター
・障害者基幹相談支援センター
・子ども家庭支援センター
・児童発達支援センター
・保健所
・教育センター 等

・権利擁護センター（あんしんサポート文京）
・ボランティア支援センター
・フミコム（地域連携ステーション）
・ファミリー・サポート・センター 等

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもの対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会¹の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題²」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流(ごちゃまぜ)の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

¹ 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

² 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

地域共生社会の実現



様々な社会課題や人口構造の変化からくる
2040年問題も見据え、
地域の再構築を進めていく

最終目標

令和6年度～令和8年度

現状

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指します。



重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

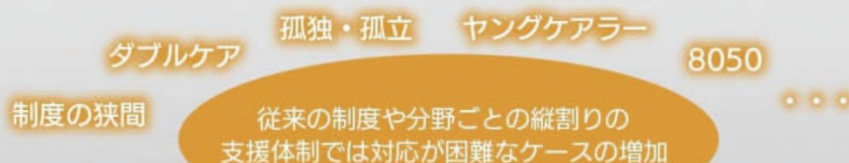
参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに 向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備をする

文京区における地域包括ケアシステムの
更なる進化・発展のために
重層的支援体制整備事業を活用



区の日常生活圏域のそれぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるための仕組み



文京区における地域包括ケアシステム

重層的支援体制整備事業とは？

社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ³等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するとされています。

3つの支援の柱		5つの事業
属性を問わない 相談支援	属性、世代、相談内容を問わない相談の受け止め	→ 包括的支援体制整備事業
	分野間の協働のコーディネート	→ 多機関協働事業
	支援が届いていない人への支援	→ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
参加支援	既存の取組では対応困難なニーズへの対応	→ 参加支援事業
	分野を超えた地域資源の活用	
地域づくりに 向けた支援	世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備	→ 地域づくり事業

● 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

● 実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティーネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します

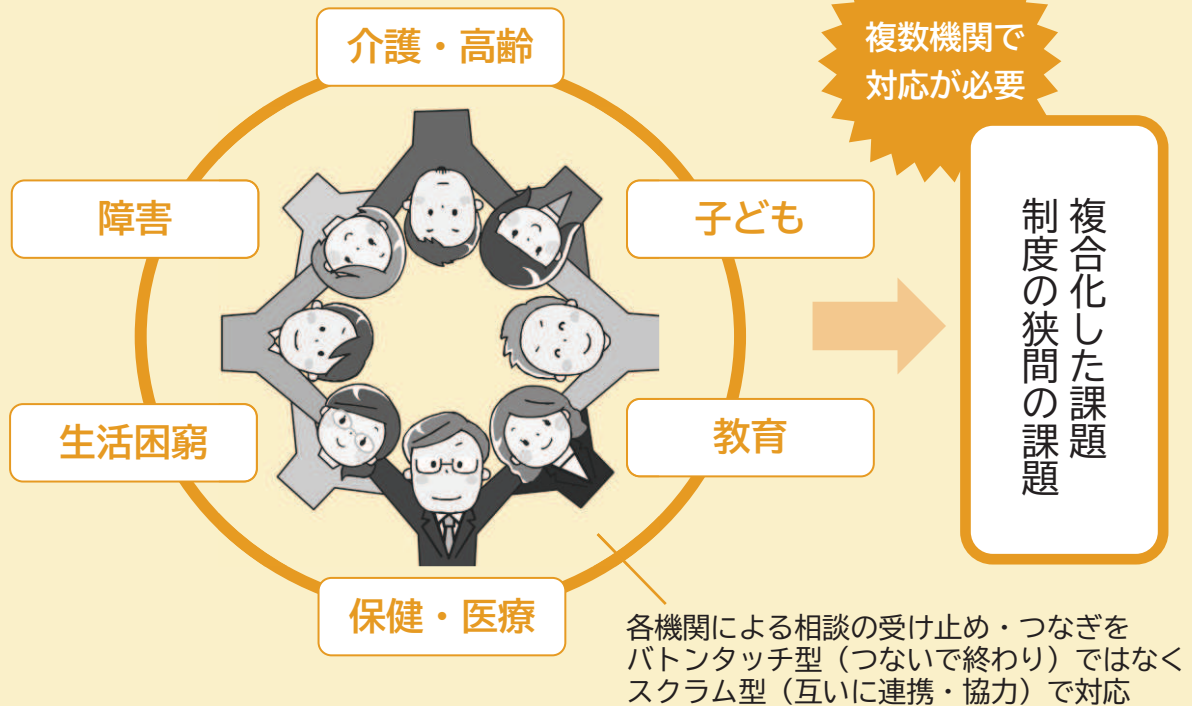
³ アウトリーチ 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

文京区重層的支援体制整備事業

※令和7年度より本格実施予定

I. 包括的相談支援事業

各分野の既存の取組を活用した
属性を問わない相談の受け止め



V. 地域づくり事業

住民同士が支え合い、緩やかなつながりによる
セーフティネットの充実

既存の拠点等の利活用

- 多機能な居場所
- 通いの場
- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点 等

新たな居場所等の整備

世代や属性を超えて交流できる場や
居場所の整備

個別の人や活動のコーディネート

地域住民が活動を開始し継続する
ためのサポート

I～Vの事業を一体的かつ重層的に実施し、
地域共生社会の実現を目指します

【地域共生社会】

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を
超えて、人と人、人と社会がつながることで、住民一人ひとりが
生きがいを持って暮らしていくことのできる社会

II.

多機関協働事業

複合課題等に対応するため、
分野間の協働をコーディネート

支援会議

- 関係機関等による
情報共有（※1）
- 支援方針の決定

【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会のほ
か、民間事業者、医療機関、地域
団体、地域住民等、当事者に関わ
る機関・関係者で構成

プラン
本人同意

重層的支援会議

- 支援プランの作成
- プランの進捗管理

【構成員】（※2）

区関係機関、社会福祉協議会等、
支援プランに関わる機関で構成



※1 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、構成員
に守秘義務が課され、本人同意なしの場合でも関
係機関による情報共有が可能

※2 事案ごとに関係する機関等で構成

本人との
関係構築

参加支援が
必要な場合

III.

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複合化した課題等を抱えているため、
必要な支援が届いていない人に支援を届ける

- 本人との関係構築
- アウトリーチプラン作成
- プランに基づく支援
- プランの進捗管理

IV.

参加支援事業

社会とのつながり作りに向けた支援

- 参加支援プラン作成
- プランに基づく支援
（社会資源とのマッチング）
- プランの進捗管理
- 参加支援先の開拓

(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

今後、以下の内容についても掲載する予定です。

- ・前計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況
- ・本区の子育て支援体系図
- ・（仮称）こどもの権利に関する条例の取組状況 等

第2章 基本理念・基本目標

次期計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、子育て支援施策を推進していきます。

1 基本理念

地域福祉保健計画からの引用

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション⁴やソーシャルインクルージョン⁵の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁶を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

⁴ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁵ ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

⁶ ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

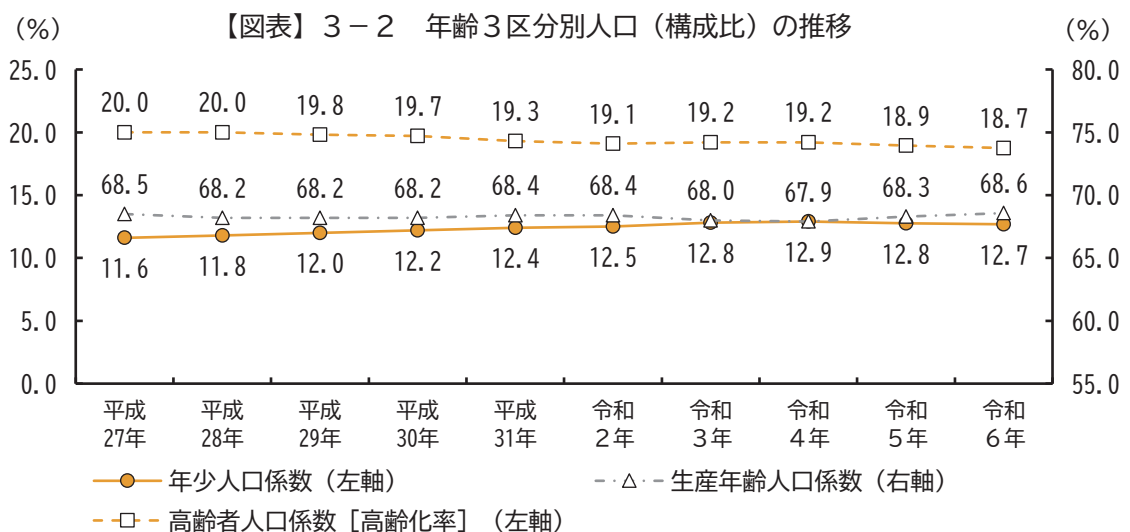
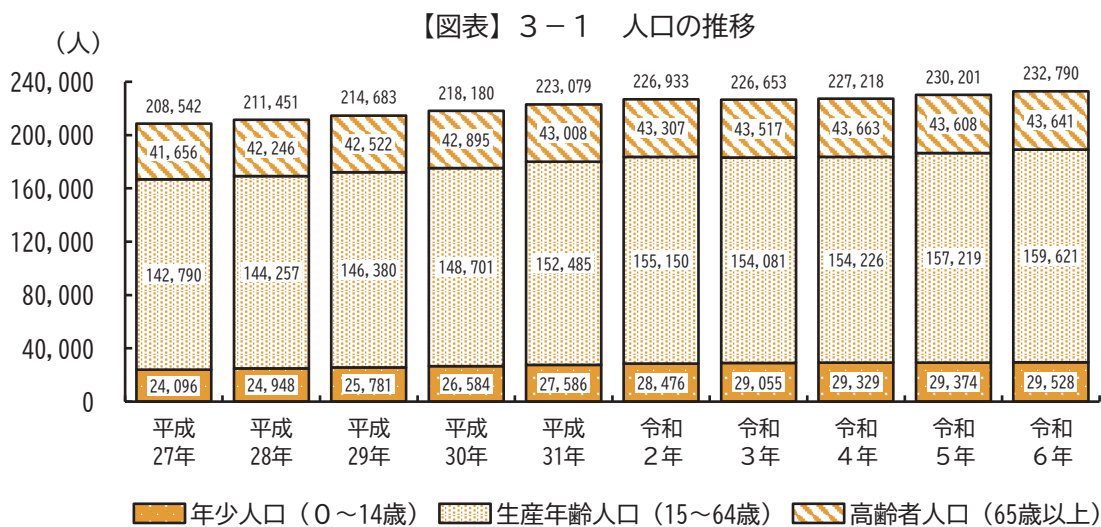
第3章 子どもと子育て家庭の現状

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

文京区の人口は、平成27年以降緩やかに増加し続けています。令和6年4月1日現在、住民基本台帳上の人口は、232,790人で、そのうち外国人住民は14,105人となっています。

令和6年4月1日現在の0～14歳の年少人口は、29,528人で、前計画の策定年度である平成31年4月1日現在の27,586人から1,942人増加しており、構成比の割合はほぼ横ばいとなっています。



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

(2) 男女別年齢5歳階級別の人口構成

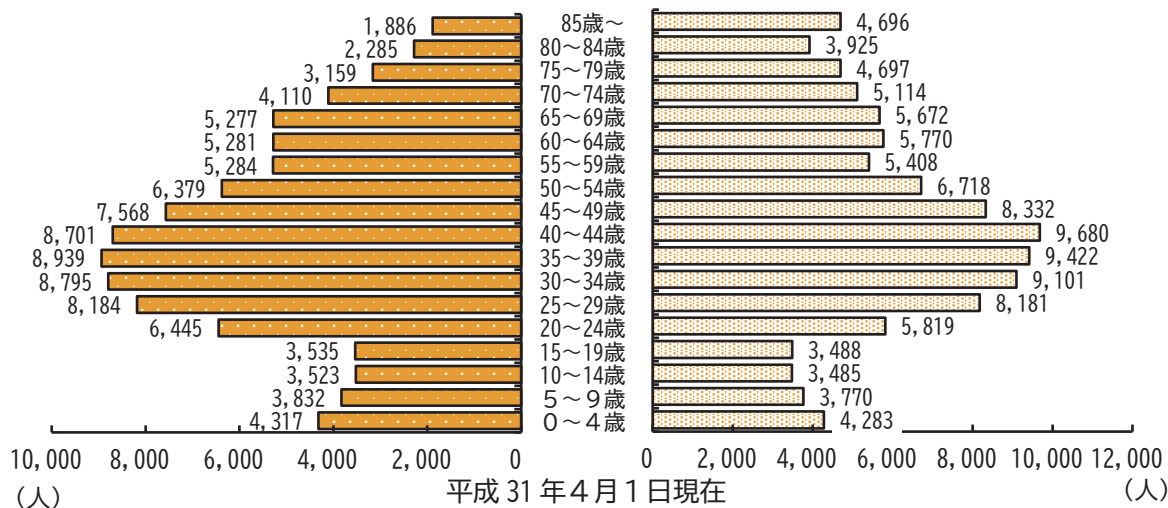
平成26年、平成31年、令和6年の各4月1日現在の男女別年齢5歳階級別の人口構成を、人口ピラミッドに表したものが次の図です。女性に比べ、男性の年少人口が増加していることがわかります。

【図表】 3-3 男女別年齢5歳階級別の人口構成

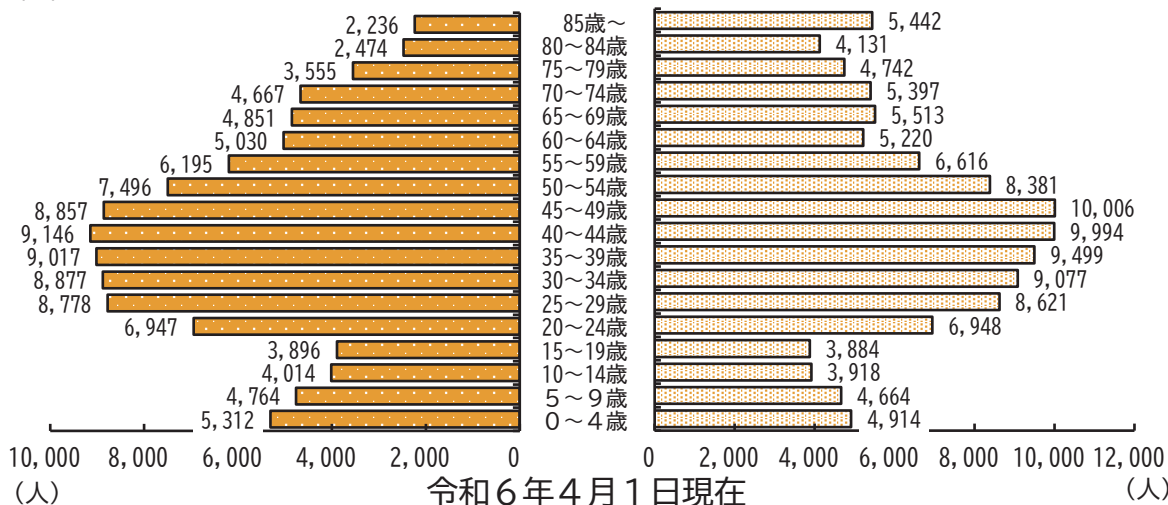
【男性】

【女性】

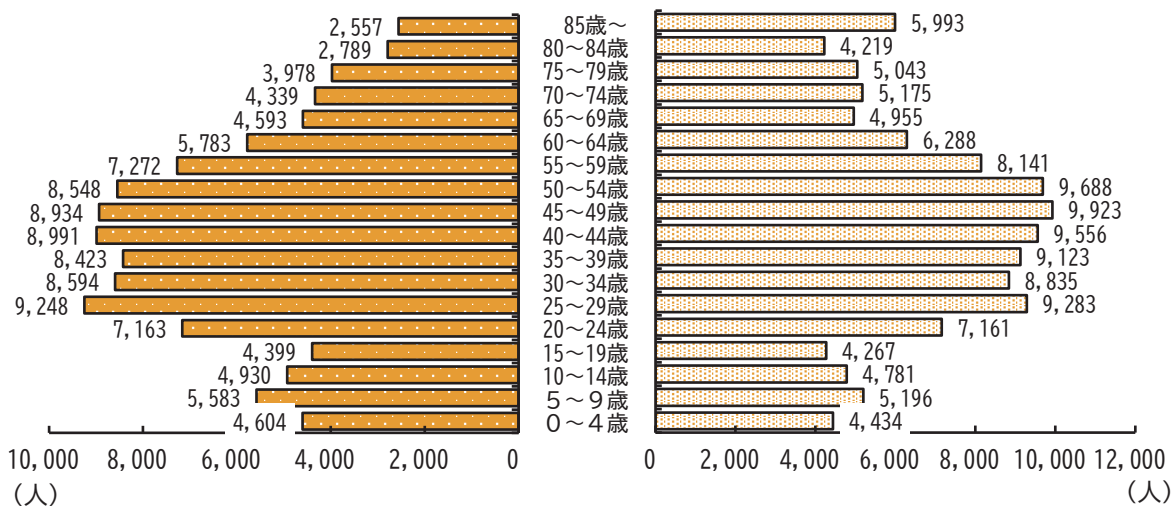
平成26年4月1日現在



平成31年4月1日現在



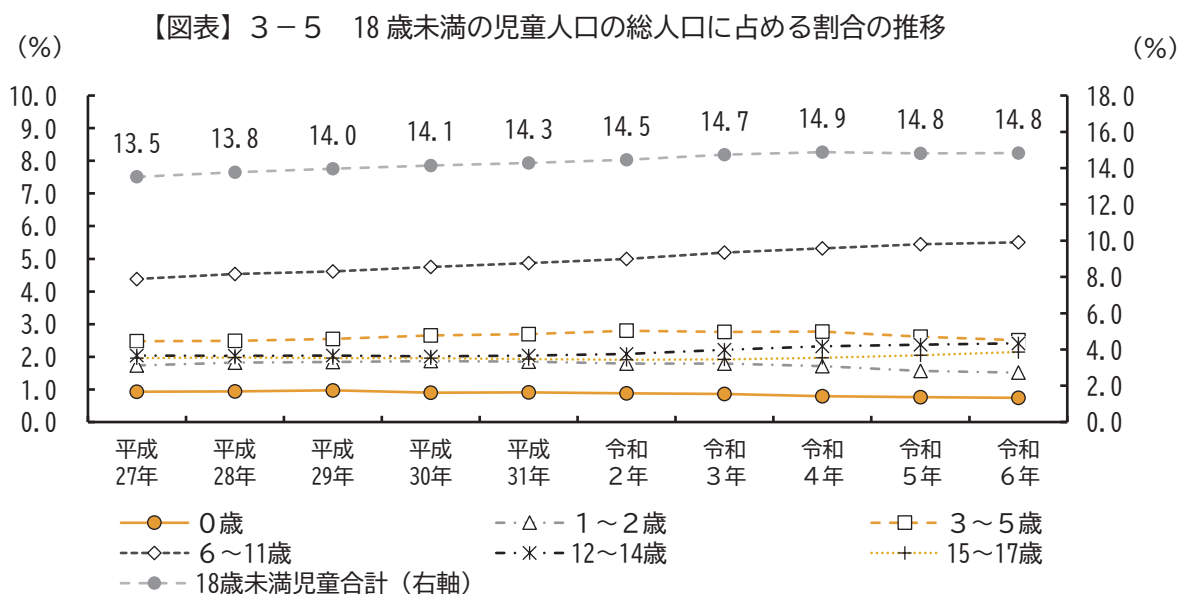
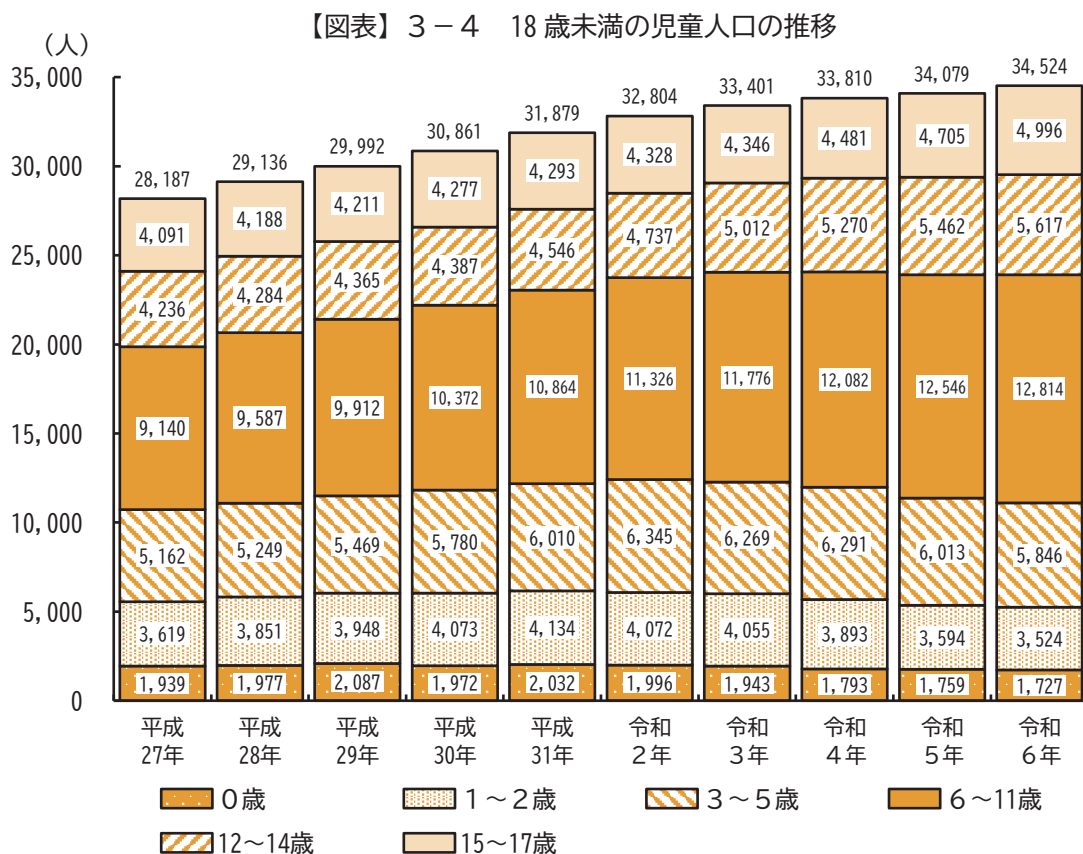
令和6年4月1日現在



資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

(3) 18歳未満の児童人口の推移

令和6年4月1日現在の18歳未満の児童人口は34,524人で、総人口に占める割合は14.8%となっています。平成31年に比べて、人数では2,645人増加し、総人口に占める割合は0.5ポイント増加しています。



※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

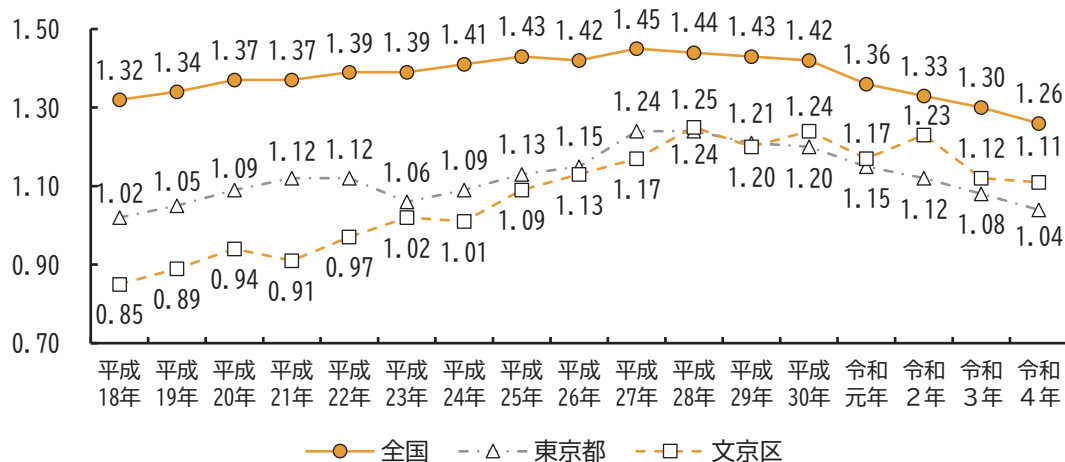
資料：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年4月1日現在）

(4) 合計特殊出生率及び出生数の推移

全国の合計特殊出生率は、平成24年以降は1.40を超えほぼ横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和4年は1.26となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、令和4年は1.11となっています。

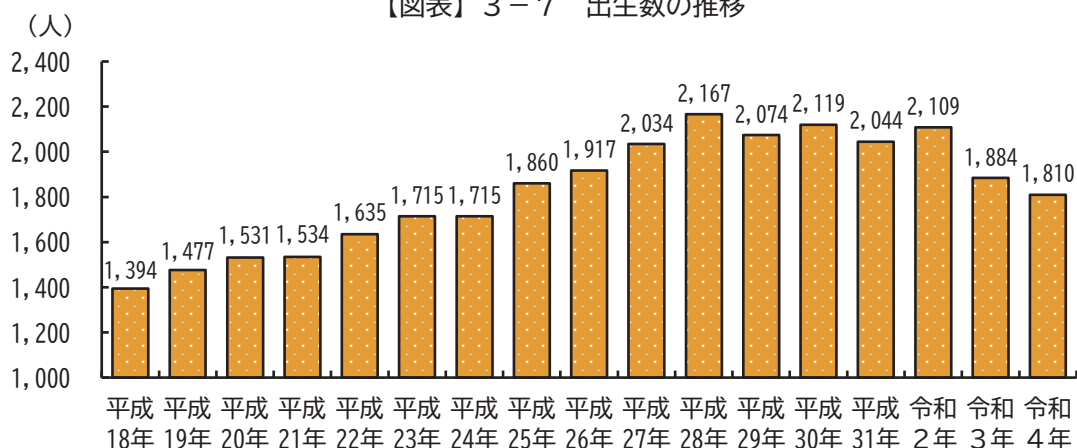
また、文京区の出生数は、平成28年の2,167人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和4年は大きく減少し、1,810人となっています。

【図表】3-6 合計特殊出生率の推移



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）、ぶんきょうの保健衛生（文京区）及び人口動態統計

【図表】3-7 出生数の推移



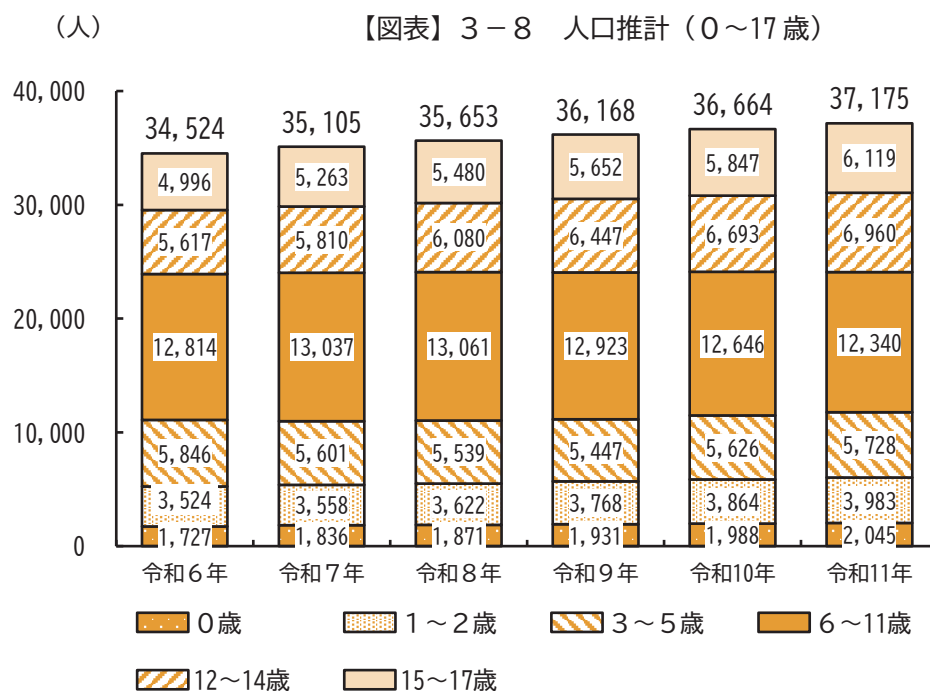
※ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行日（平成24年7月9日）以降の数値に外国人住民を含む。

資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）、文京の統計（文京区）及び人口動態統計

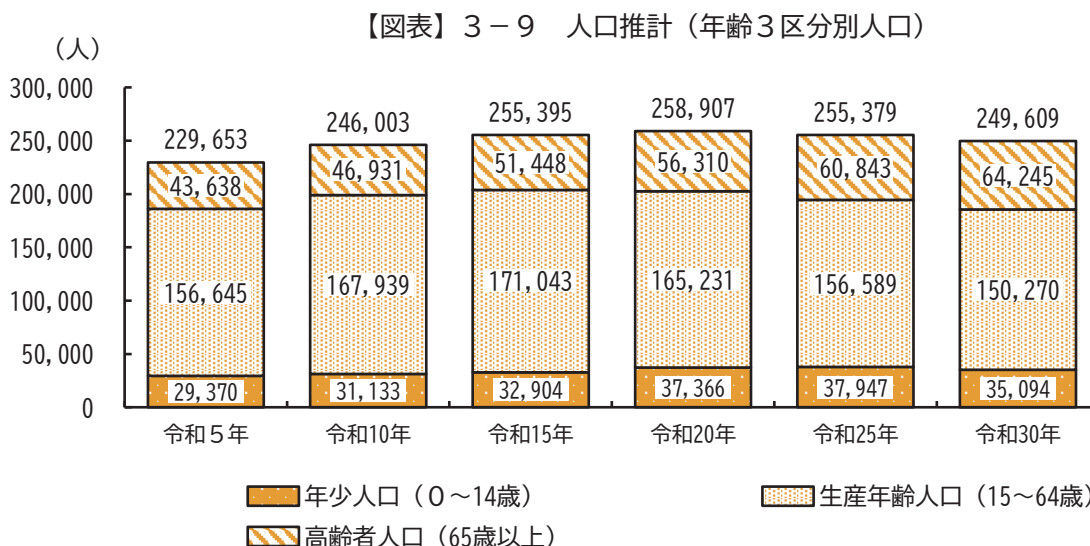
2 人口推計

本計画の策定に当たり、計画期間である令和7年から11年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和11年には0歳から17歳までの人口は37,175人と、令和6年実績に比べて2,651人増加する結果となりました。また、0歳から5歳までの人口は、11,756人となり、令和6年実績と比べて659人増える結果となりました。

また、「文の京」総合戦略による令和30年までの人口推計（年齢3区分別人口）をみると、総人口は令和20年、年少人口は令和25年のピークとなるまで、引き続き増加していくことが見込まれています。



※ 左記の人口推計結果は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）」を算定するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」を踏まえ推計しました。他の計画で使用する人口推計値と異なる場合があります。

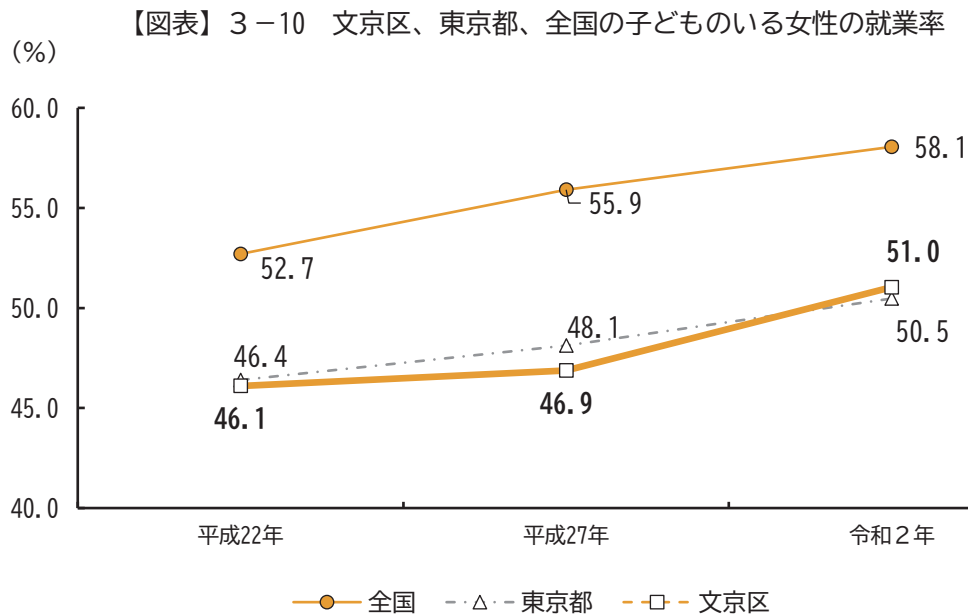


資料：「文の京」総合戦略（令和6年3月）

3 子どものいる女性の就業率と就業状況

(1) 子どものいる女性の就業率

平成22年、27年、令和2年の子どものいる女性の就業率を文京区、東京都、全国で比較したのが下記の図です。文京区は平成27年までほぼ横ばいでありましたが、令和2年には東京都を上回り、51.0%となっています。



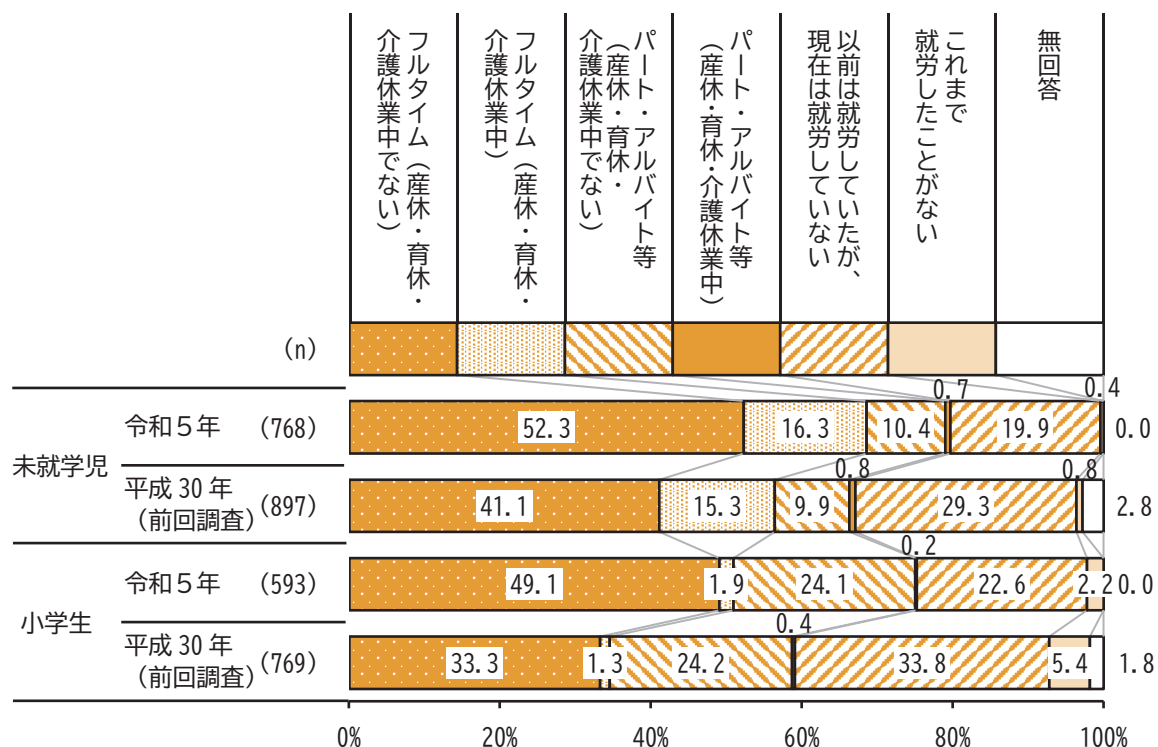
※「夫婦のいる一般世帯」において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の人数の割合を算出。

資料：平成22年、平成27年、令和2年国勢調査

(2) 子どものいる女性の就業状況

令和5年度に実施した「文京区子ども・子育て支援に関する実態調査」では、フルタイムで働く母親の割合が前回調査時(平成30年度)より大きくなっており、未就学児の子どもがいる母親、小学生の子どもがいる母親いずれも半数前後を占めています。

【図表】3-11 子どものいる女性の就労状況



※フルタイムは1週5日程度・1日8時間程度の就労、パート・アルバイトは「フルタイム」以外の就労を指します。

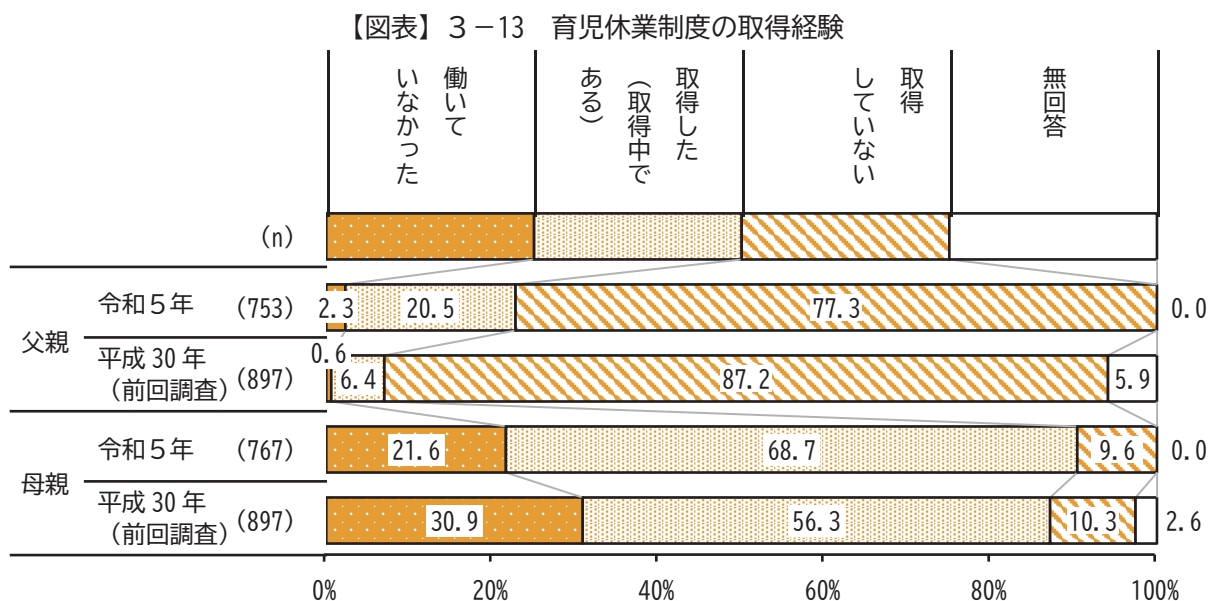
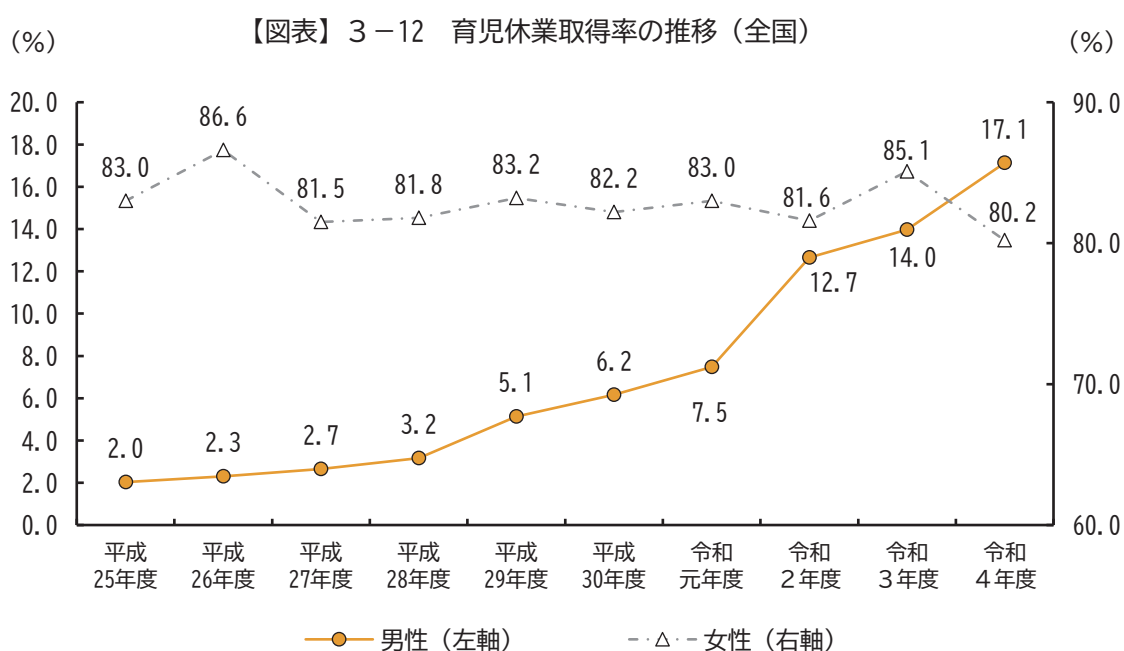
※図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

資料：令和5年度子ども・子育てに関する実態調査（文京区）

(3) 育児休業取得率の推移

「雇用均等基本調査」(厚生労働省)によると、育児休業取得率は、男性は令和元年度以降大きく増加し、令和4年度は17.1%となっています。女性は平成26年度の86.6%をピークに増減を繰り返しており、令和4年度には80.2%となっています。女性と男性の育児休業取得率の差は令和4年度で63.1ポイントです。

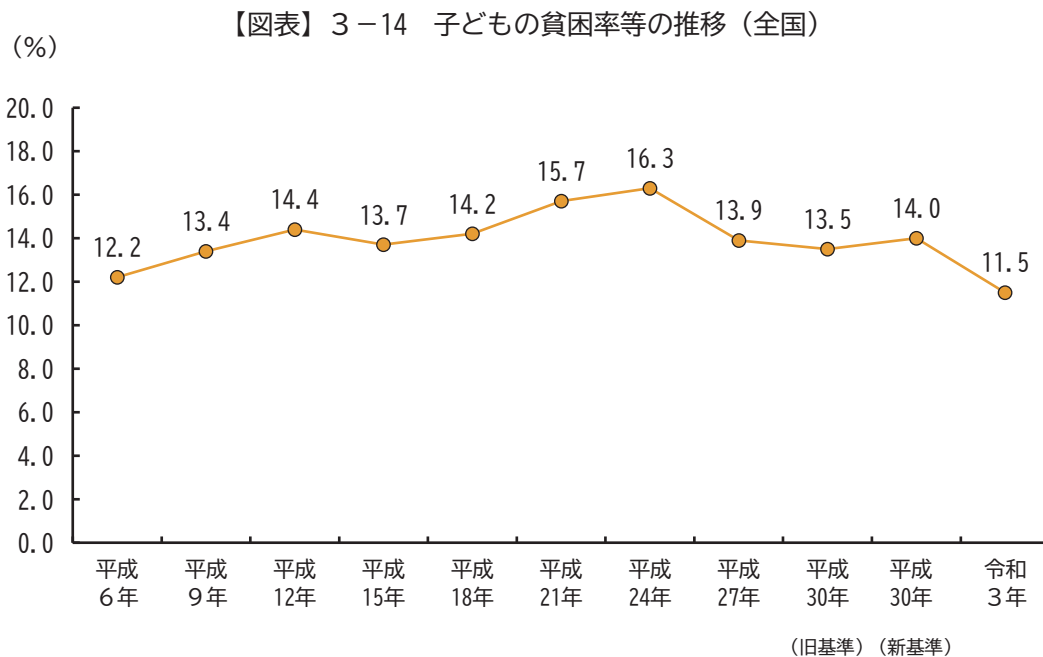
また、令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」における、未就学児の父母の育児休業制度の取得経験については、平成30年の前回調査結果に比べ、父親と母親ともに育児休業制度を取得した割合が10ポイント以上増加しており、前回調査時より育児休業を取得している傾向がうかがえます。



4 子どもの貧困率等の推移

「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、子どもの貧困率は平成30年(新基準)の14.0%から減少し、令和3年は11.5%となっています。

なお、文京区では令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」や貧困に係る各事業の利用状況等から、貧困の状況を個別に把握しています。



※令和3年からは、新基準の数値です。

※「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。

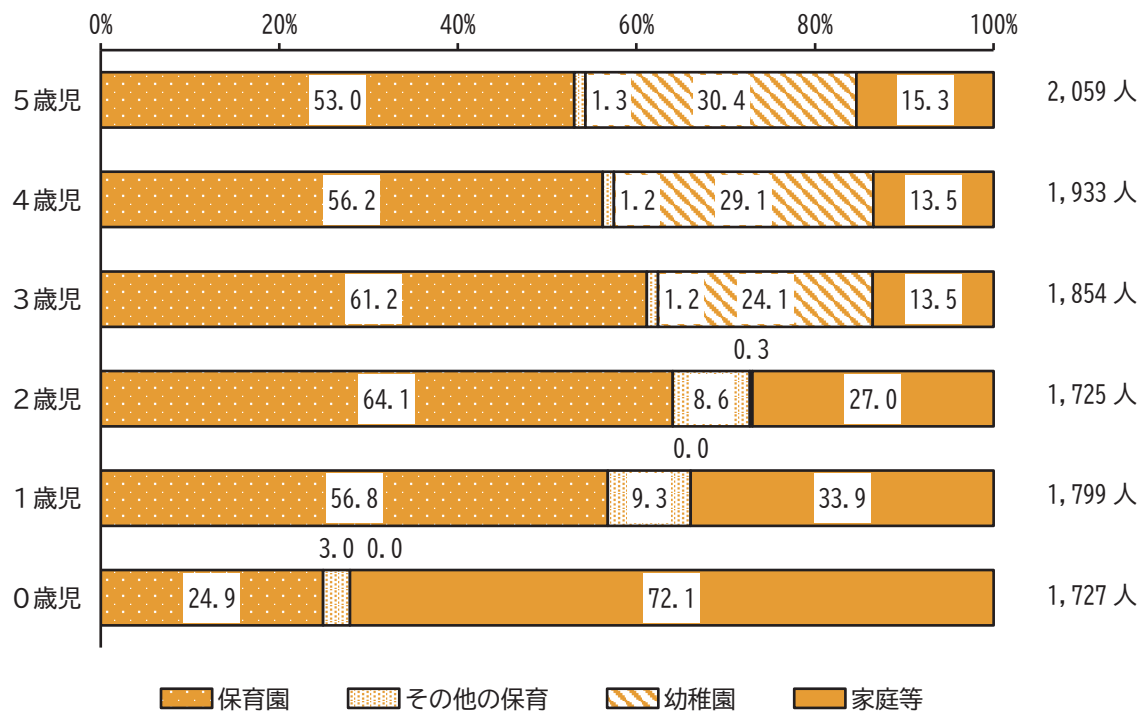
資料：2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)

5 子育て支援サービスの利用状況

(1) 未就学児の保育の状況

未就学児童（0～5歳児）が、どのような保育の状況にあるかを年齢別に割合で示すと、0歳は「家庭等」が約7割で最も多くなっています。1歳児から2歳児では保育園に通う割合が5割以上となり、3歳児以上は幼稚園に通う割合が2割以上となっています。

【図表】3-15 未就学児童の保育の状況



※0～5歳人口（外国人含む）、各保育施設等の在籍児童数は令和6年4月1日現在

※その他の保育とは、保育所型認定こども園、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業、地方単独型保育施策、東京都認証保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、事業所内保育事業の在籍児童数の合計

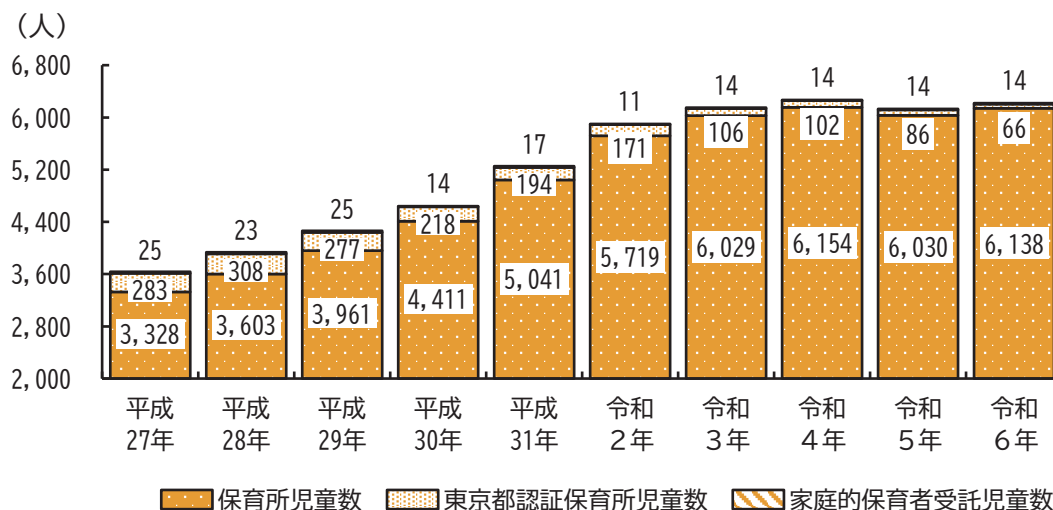
資料：令和5年度子ども・子育てに関する実態調査（文京区）

(2) 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

保育所等の在籍児童数は増加してきており、令和6年の保育所等在籍児童数の総数は平成27年の約1.7倍となっています。

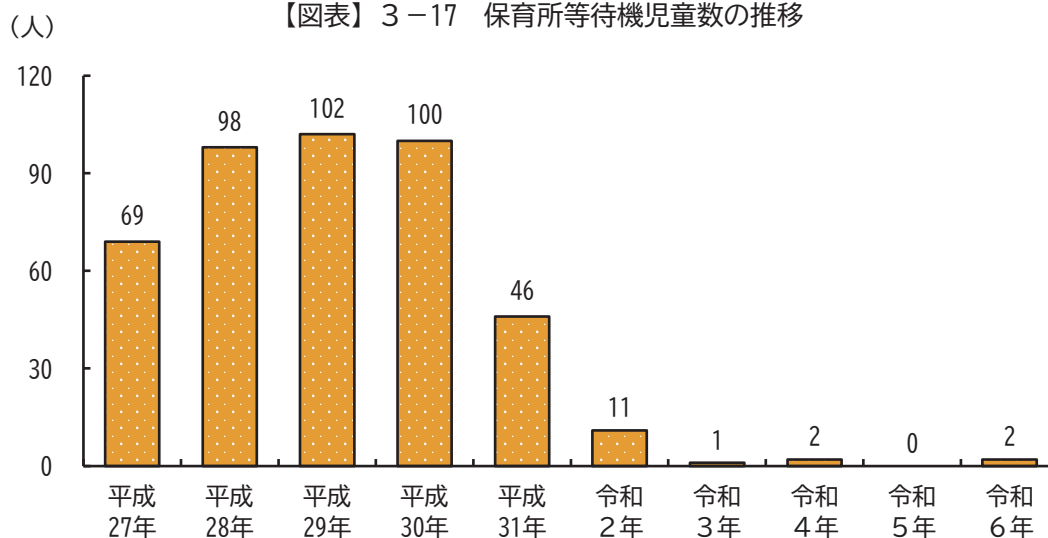
待機児童は平成30年まで増加傾向にありましたが、平成31年以降大きく減少し、令和6年は2人となっています。

【図表】 3-16 保育所等在籍児童数の推移



(各年4月1日現在)

【図表】 3-17 保育所等待機児童数の推移

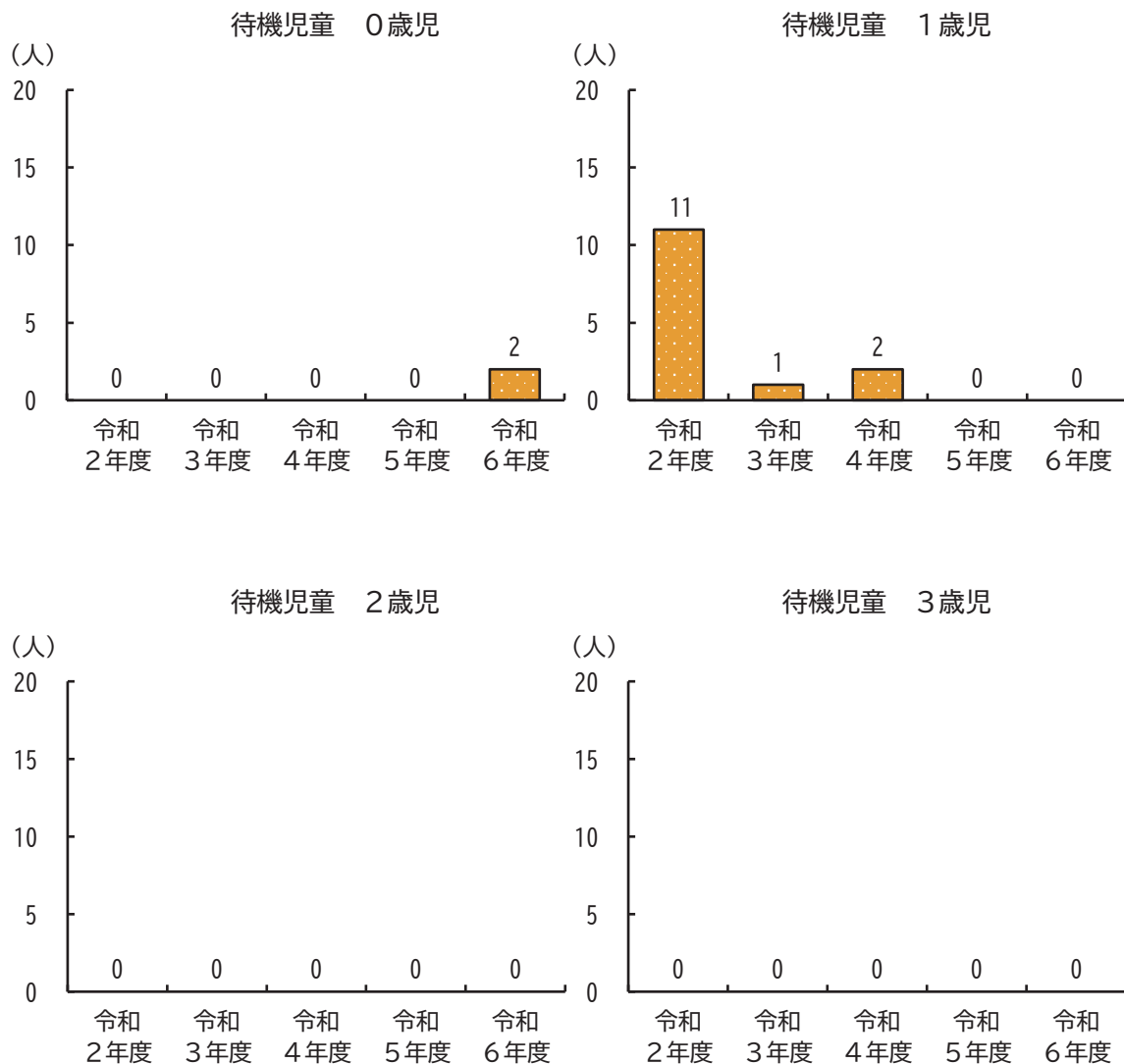


注：平成29年度以前と平成30年以降では待機児童の定義が異なる（保育所等利用待機児童数調査について（平成29年3月31日付け雇児保発 0331 第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育所等利用待機児童調査要領」）参照。）

(各年4月1日現在)

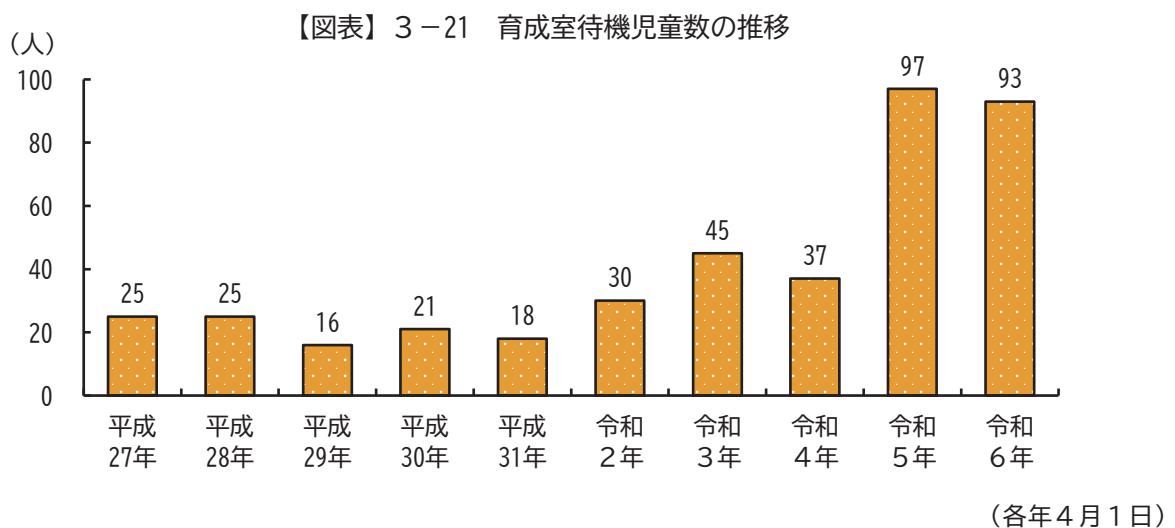
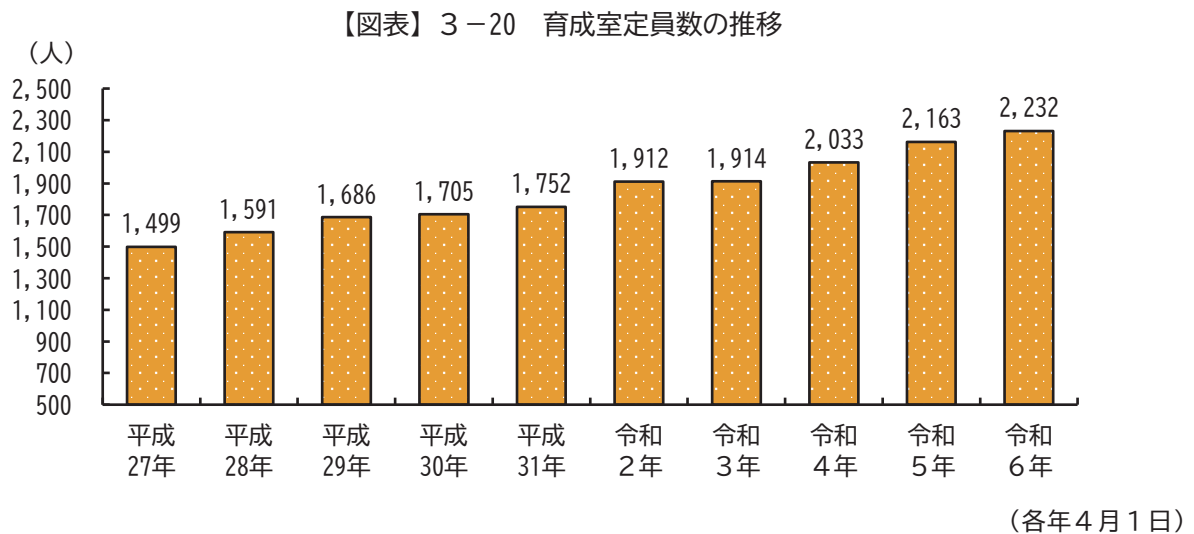
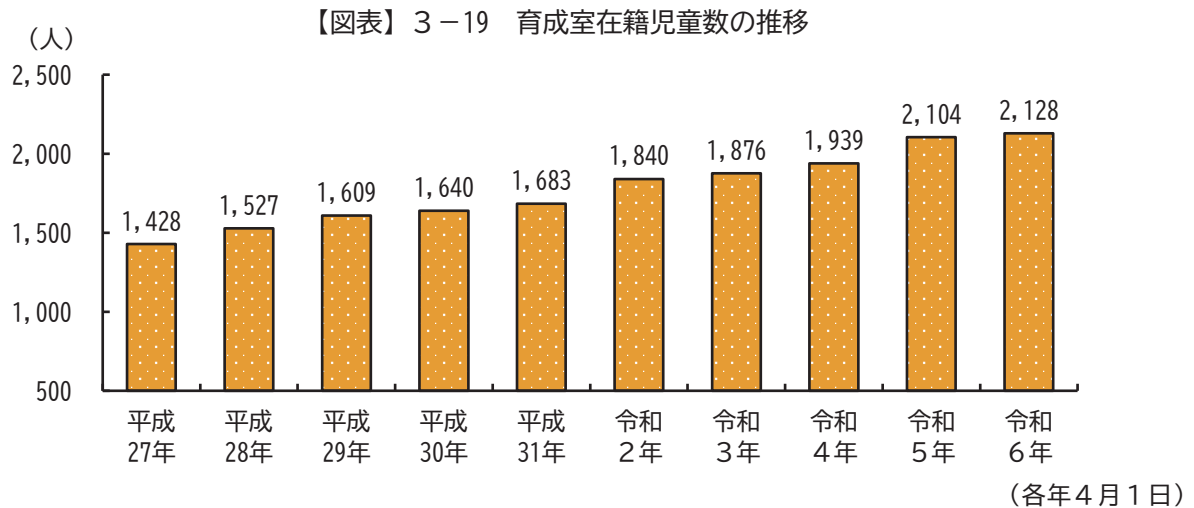
また、【保育所待機児童数の推移】で示した保育園待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。0歳児、1歳児の待機児童数は、令和3年度以降0人から2人で推移しています。また、2歳児、3歳児の直近5年間の待機児童数は0人となっています。

【図表】3-18 保育所待機児童数の推移（年齢別）



(3) 育成室在籍児童数の推移

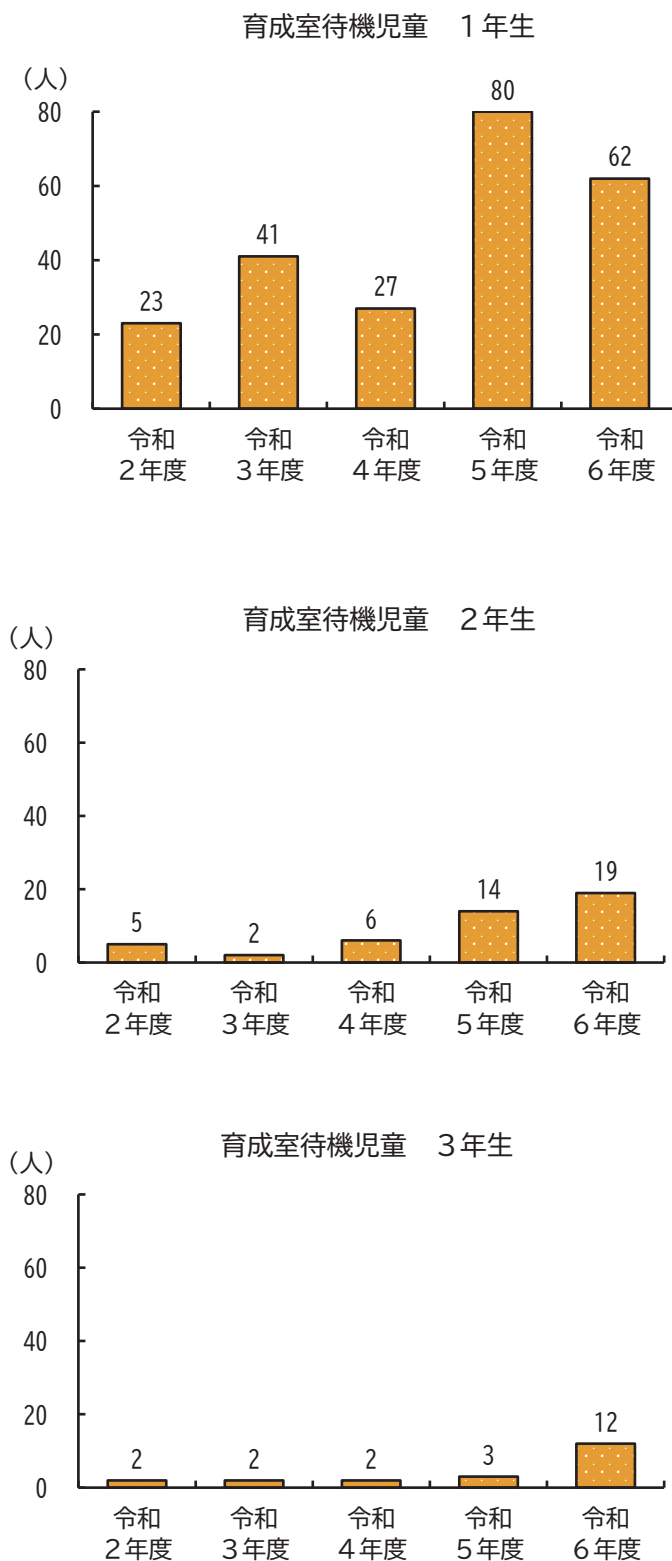
育成室在籍児童数は年々増加しており、令和6年には2,128人となっています。定員数も増やし続けており、令和6年には2,232人となっています。なお、育成室の待機児童数は増減を繰り返し、また、令和5年には大幅に増え、令和6年には93人となっています。



また、【育成室待機児童数の推移】で示した育成室待機児童数の直近5年間の内訳は以下のように推移しています。全ての年度において、1年生の待機児童数が大半を占めています。

なお、文京区では、心身に特別な配慮を要する児童に対して、6年生までの延長保育を実施しています。

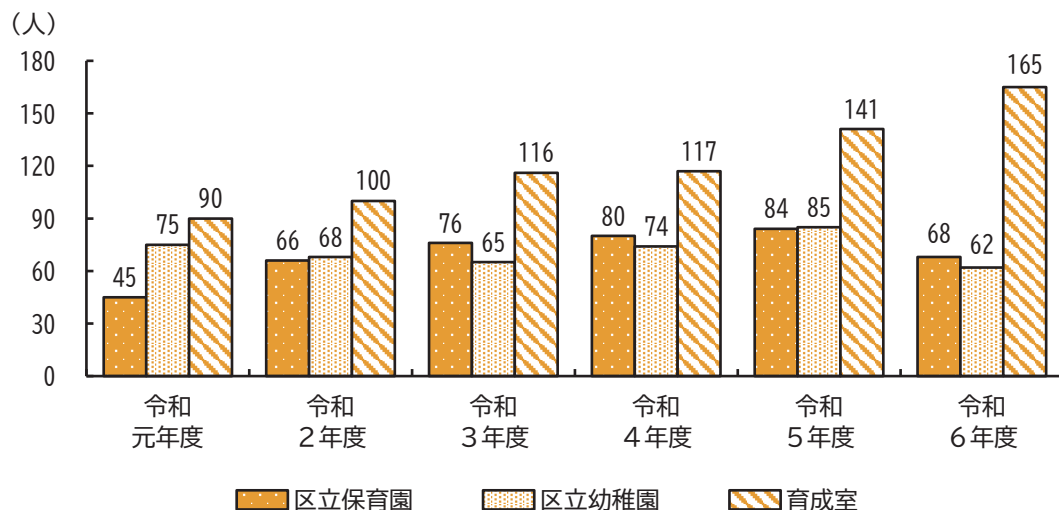
【図表】3-22 育成室待機児童数の推移（年齢別・1～3年生）



(4) 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍数の推移

特別な支援を必要とする児童の在籍数は、育成室において増加傾向にあり、令和2年度に比べ令和6年度には約1.7倍になっています。

【図表】3-23 特別な支援を必要とする児童の各施設での在籍児童数の推移

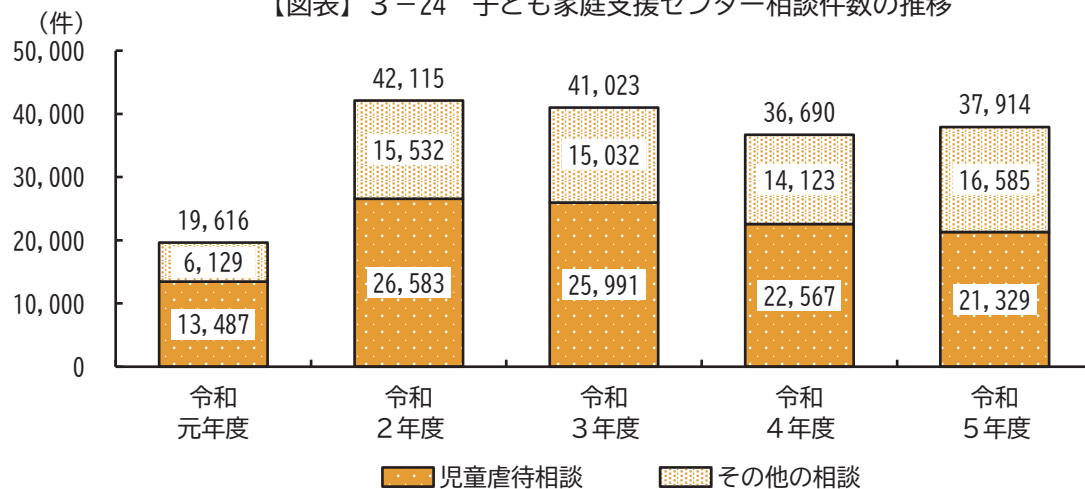


(各年4月1日現在)

(5) 子ども家庭支援センター相談件数の推移

子ども家庭支援センターへの児童虐待相談は、令和2年度以降減少し、令和5年度で21,329件となっていますが、令和元年度の約1.6倍となっています。合計の相談件数も37,914件と令和元年度の約1.9倍となっています。

【図表】3-24 子ども家庭支援センター相談件数の推移

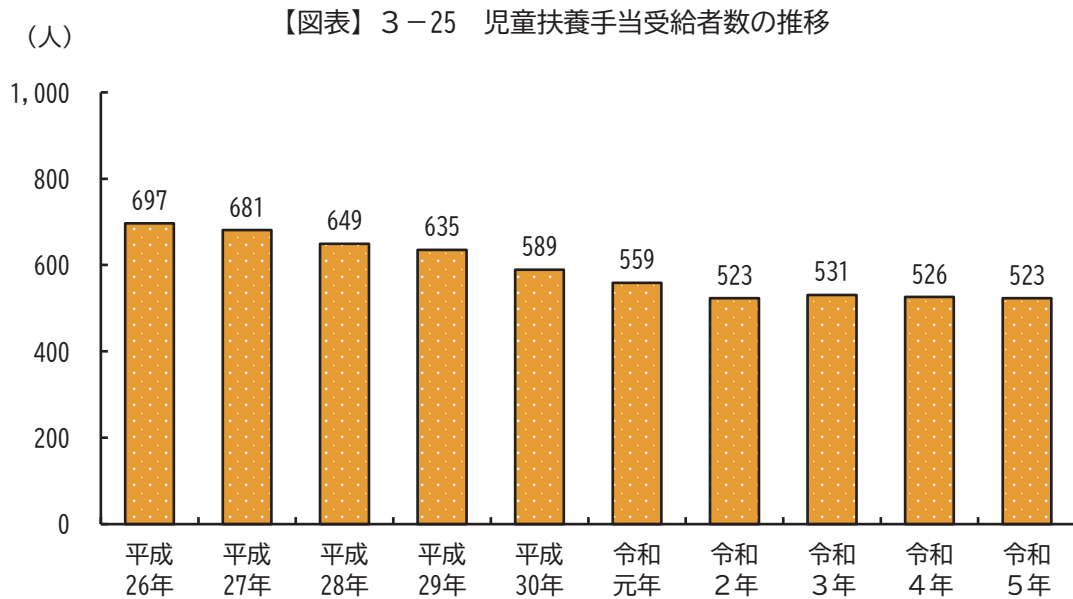


※相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）の集計数

(各年4月1日現在)

（６）児童扶養手当受給者数の推移

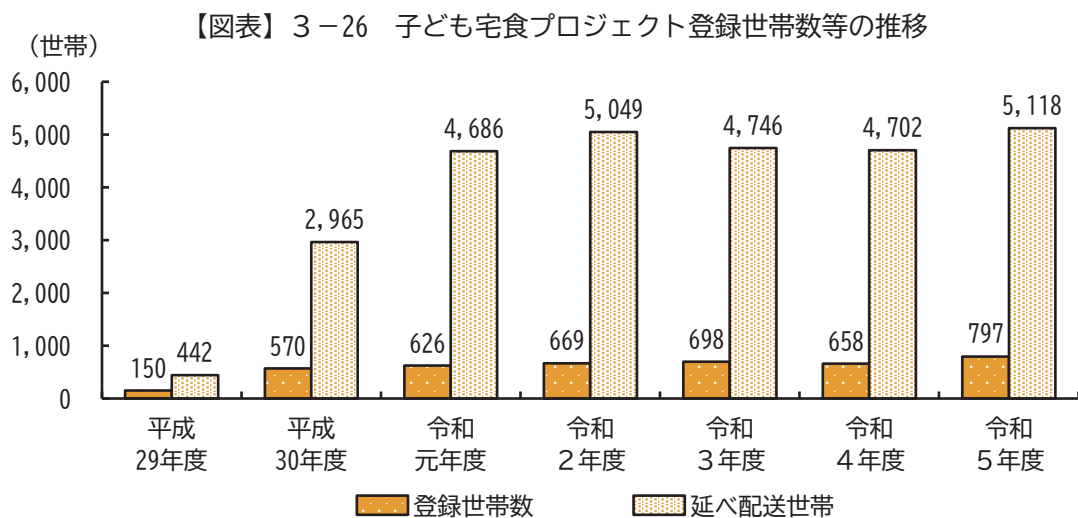
児童扶養手当の受給者数は近年減少傾向にあり、令和５年では523人となっています。



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和５年版）

（７）子ども宅食プロジェクト登録世帯数等の推移

子ども宅食プロジェクトの登録世帯数は、近年増加傾向にあり、令和５年度で797世帯となっています。



6 子ども・子育て支援に関する実態調査結果

本区では、子育て支援策を更に進めていくために、子育て中の方々や小学生、中学生、高校生世代に実態調査を実施しました（令和5年10月～11月実施。未就学児の保護者1,800人、小学生の保護者1,500人、中学生の保護者700人、小学生本人700人、中学生本人700人、高校生世代本人700人等の計8,722人に配布。有効回収率39.9%）。

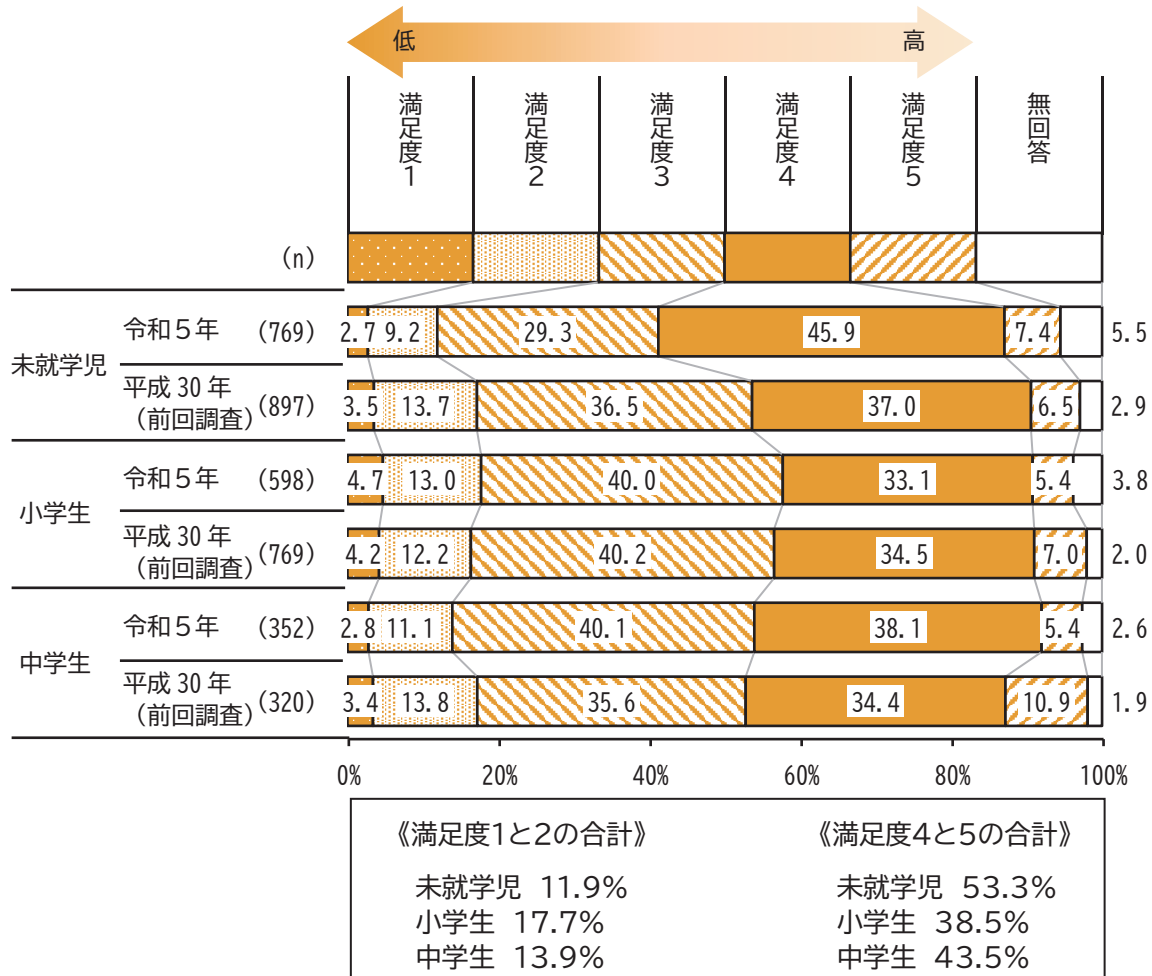
その中で、区が実施する子育て環境や子育て支援への満足度、子育ての楽しさ、不安や悩み、定期的な教育・保育事業の利用希望等について実態を把握しました。

※図表中の「n」は、該当質問での回答者総数を表します。

（1）子育て環境や支援への満足度について

区の子育ての環境や支援について、満足度を5段階評価で尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者及び中学生の保護者ともに満足度が高い「満足度4」「満足度5」が、満足度の低い「満足度1」「満足度2」の割合を上回っています。平成30年の調査結果と比較すると、「満足度4」「満足度5」の計は未就学児の保護者で9.8ポイント増加している一方、小学生の保護者で3.0ポイント、中学生の保護者で1.8ポイント減少しています。

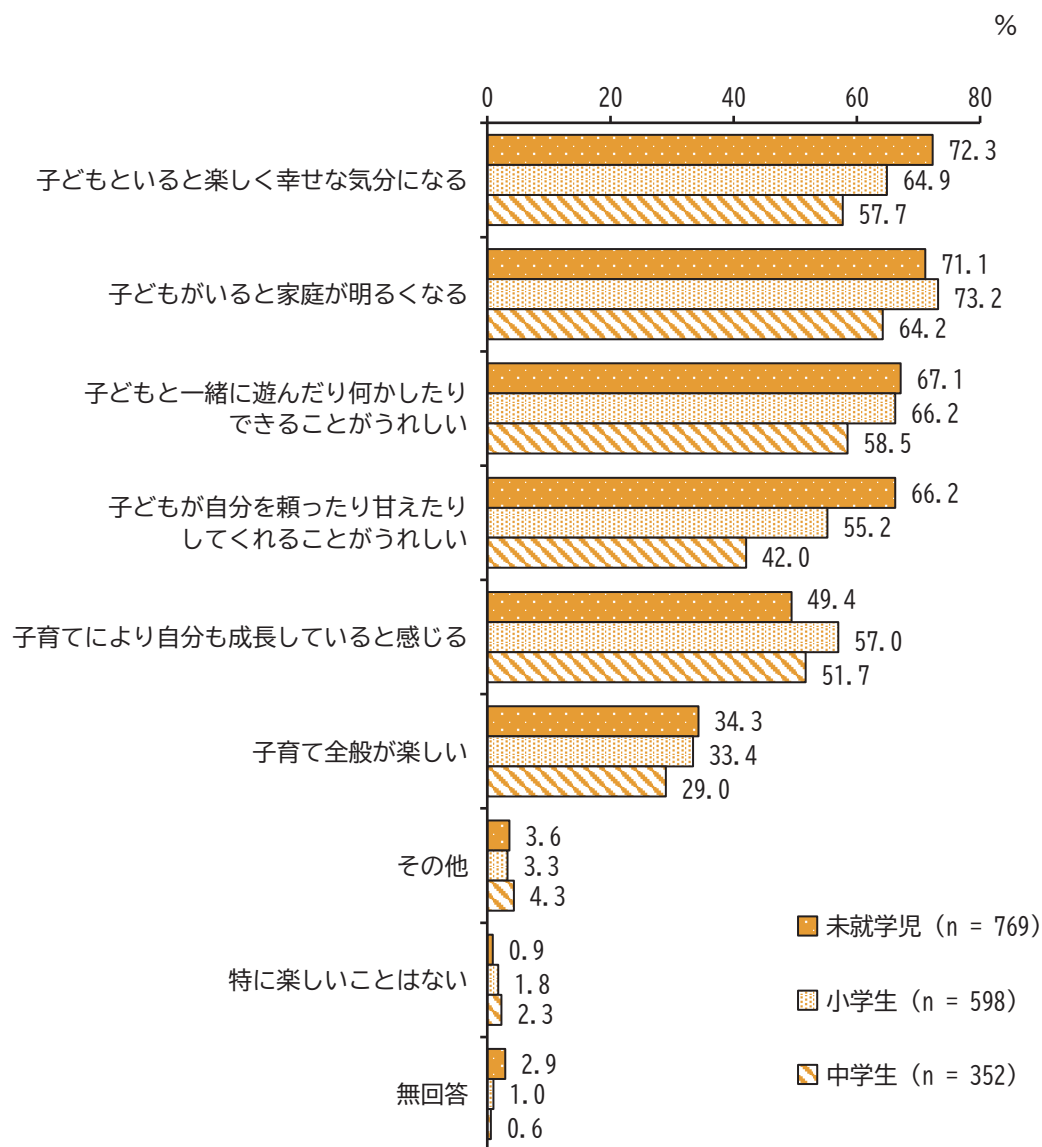
【図表】 3-27 子育て環境や支援への満足度



(2) 子育ての楽しさ

子育てをする上で楽しいと感じるときについて、「子どもといると楽しく幸せな気分になる」と回答したのは、未就学児の保護者が72.3%、小学生の保護者が64.9%、中学生の保護者が57.7%となっており、「子どもがいると家庭が明るくなる」は未就学児の保護者が71.1%、小学生の保護者が73.2%、中学生の保護者が64.2%となっています。

【図表】 3-28 子育てをする上で楽しいと感じるとき（複数回答）



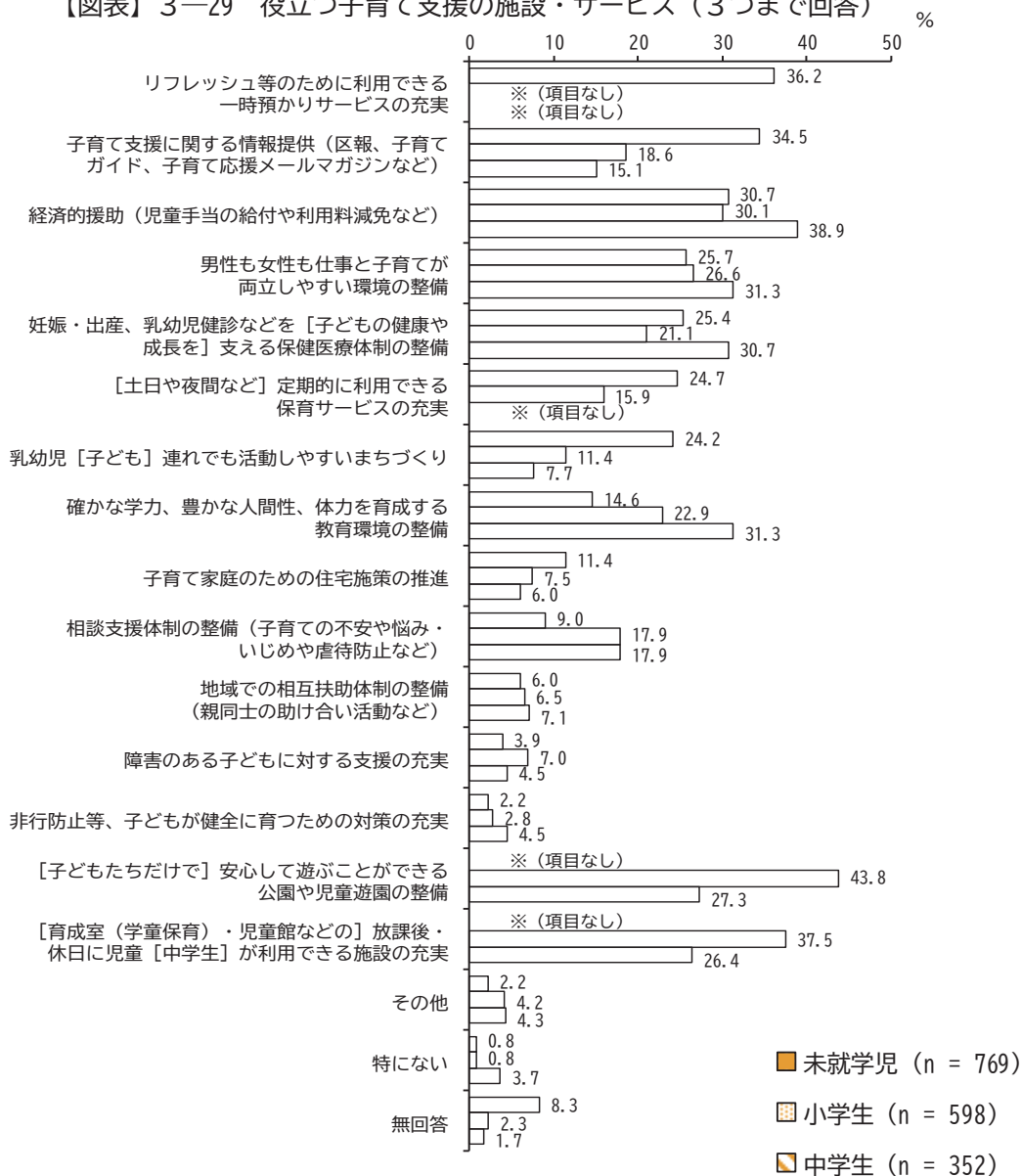
(3) 役立つ子育て支援の施設・サービス

役立つ子育て支援の施設・サービスについて、未就学児の保護者では、「リフレッシュ等のために利用できる一時預かりサービスの充実」、「子育て支援に関する情報提供（区報、子育てガイド、子育て応援メールマガジンなど）」及び「経済的援助（児童手当の給付や利用料免除など）」が3割を超えています。

小学生の保護者では、「子どもたちだけで安心して遊ぶことができる公園や児童遊園の整備」が43.8%と最も多く、次いで「育成室（学童保育）・児童館などの放課後・休日に児童が利用できる施設の充実」が37.5%、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が30.1%の順となっています。

中学生の保護者では、「経済的援助（児童手当の給付や利用料減免など）」が38.9%と最も多く、次いで「男性も女性も仕事と子育てが両立しやすい環境の整備」と「確かな学力、豊かな人間性、体力を育成する教育環境の整備」がともに31.3%の順となっています。

【図表】 3—29 役立つ子育て支援の施設・サービス（3つまで回答）



※ 選択肢内〔 〕は、小学生、中学生で表現が異なります。

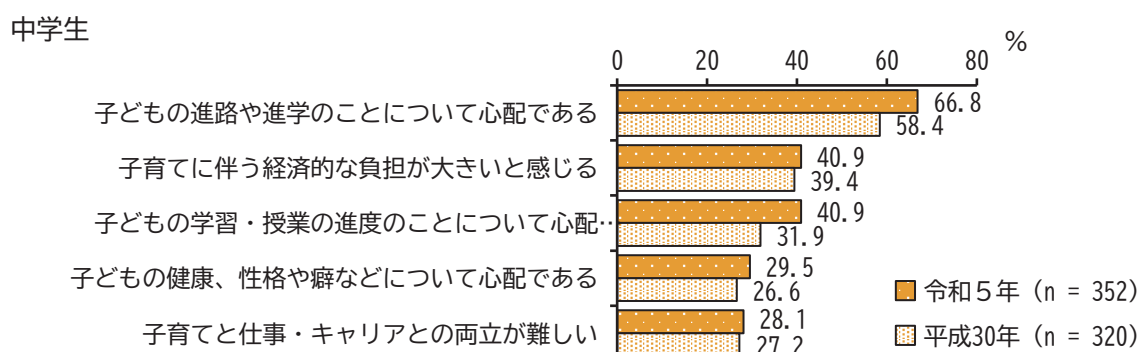
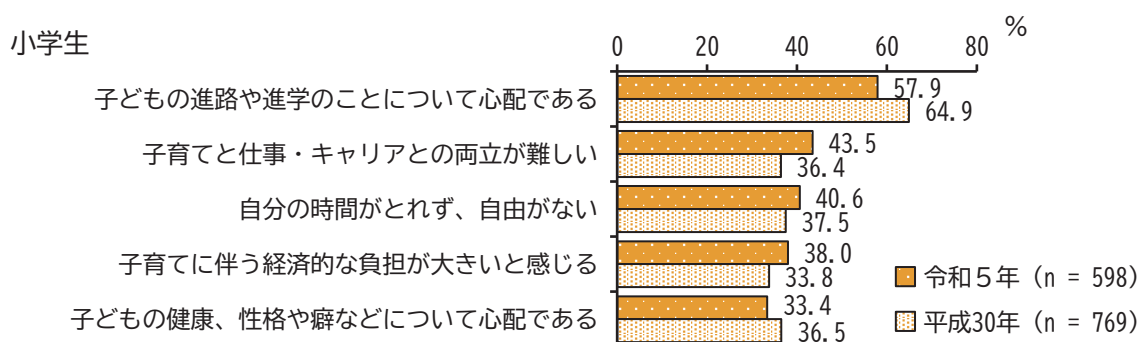
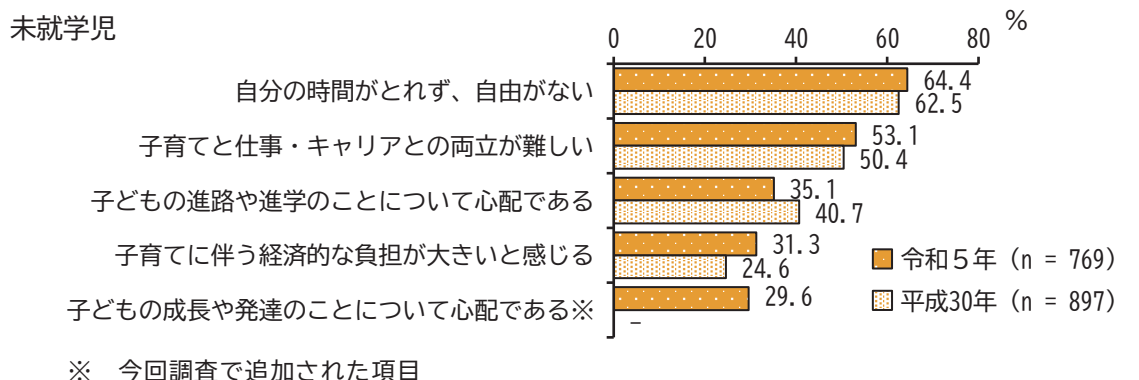
(4) 子育てをする上での不安や悩み

「未就学児の保護者」「小学生の保護者」「中学生の保護者」のそれぞれが抱える子育てをする上での不安や悩みの上位5項目は、以下の状況となっています。

未就学児の保護者は「自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が、小学生の保護者と中学生の保護者では「子どもの進路や進学のことについて心配である」が過半数を超えています。次いで、小学生の保護者では「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」、中学生の保護者では「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」と「子どもの学習・授業の進捗のことについて心配である」となっており、子どもの成長に伴う教育や経済的不安が上位となっています。

前回調査との比較では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」と感じる方が全体的に増加しており、子どもの年齢が上がるほど割合も高くなっています。また、全ての区分において「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」と感じる方が増えています。全体的には、中学生の保護者において不安や悩みを抱えている方が前回調査より増えている傾向があります。

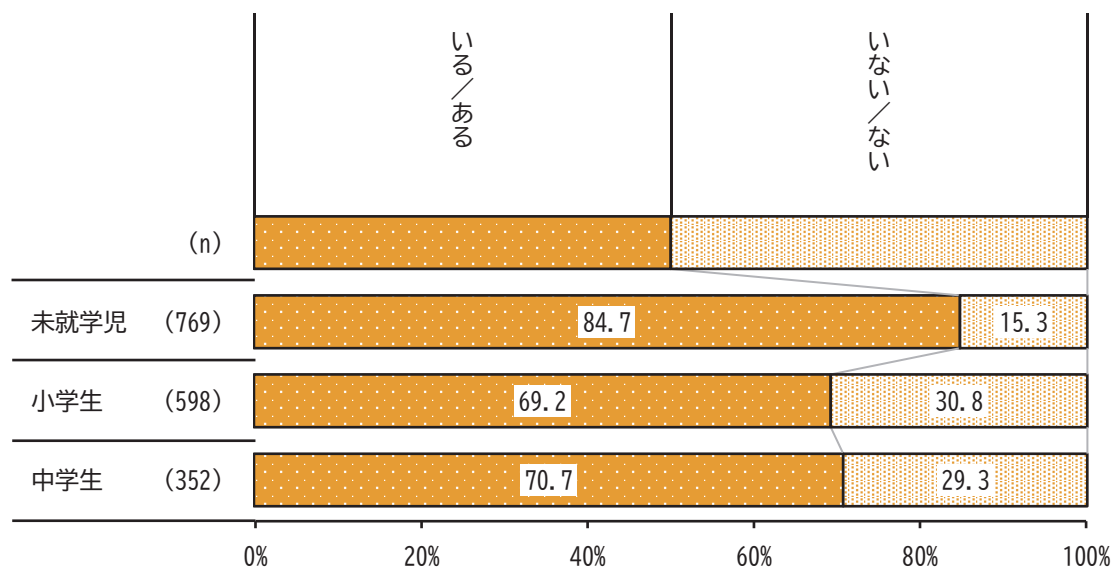
【図表】 3-30 子育てをする上での不安や悩み（複数回答）



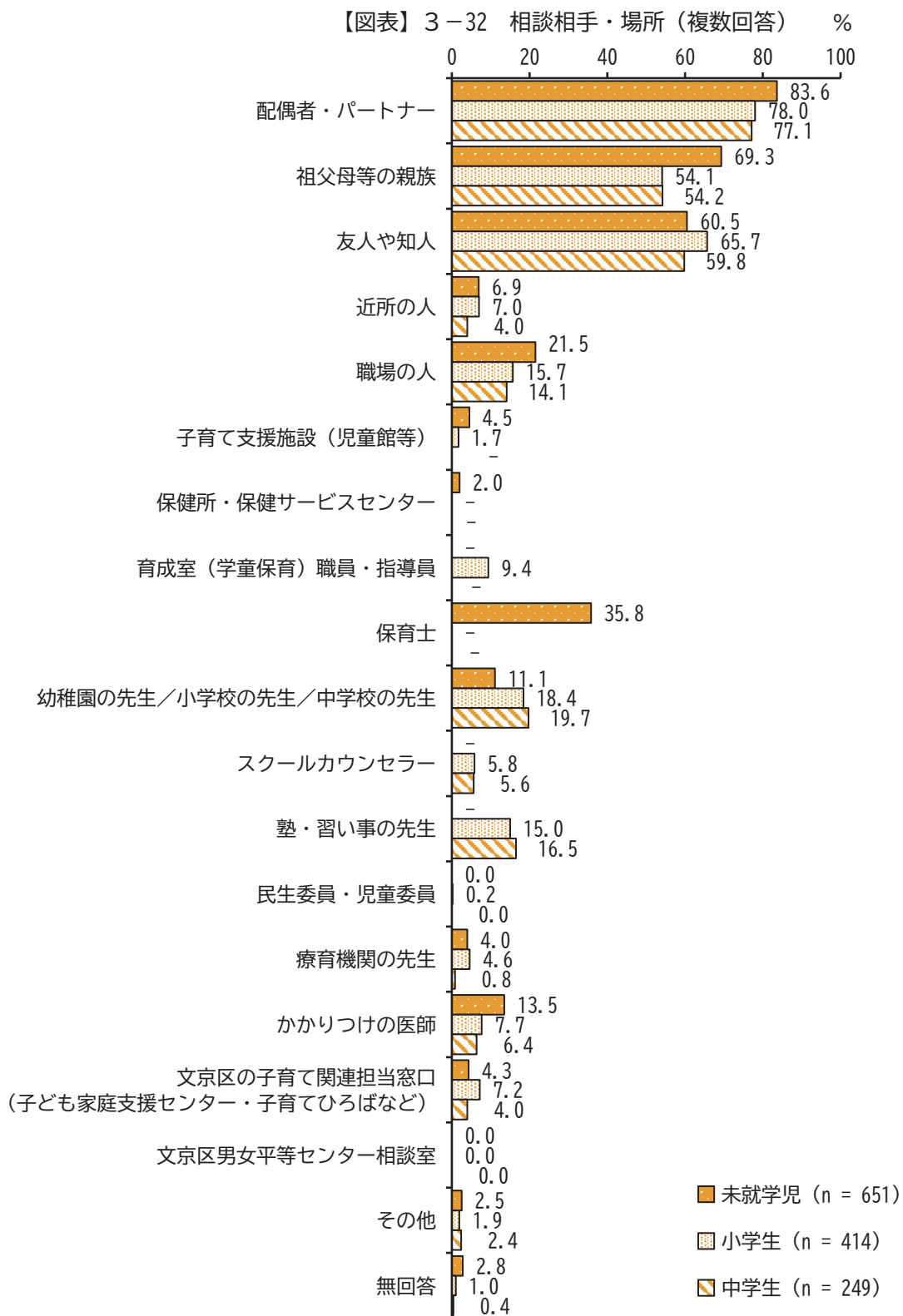
（５）子育て（教育を含む。）に関する相談先

子育て（教育を含む。）に関する相談先の有無については、「いる／ある」と回答したのは、未就学児の保護者は84.7%、小学生の保護者は69.2%、中学生の保護者は70.7%となっています。

【図表】 3－31 相談先の有無



子育て（教育を含む。）に関する相談先が「いる／ある」と回答した人に、相談相手・場所を尋ねたところ、未就学児の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者は「配偶者・パートナー」が、それぞれ83.6%、78.0%、77.1%と最も多く、次いで、未就学児の保護者では「祖父母等の親族」が69.3%、小学生の保護者、中学生の保護者では、「友人や知人」がそれぞれ65.7%、59.8%となっています。

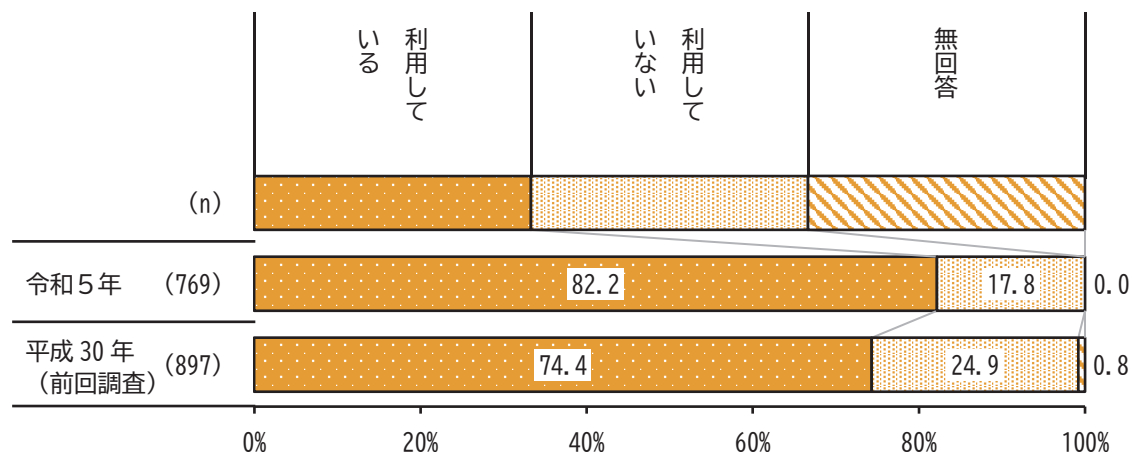


(6) 定期的な教育・保育事業の利用状況

未就学児の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が82.2%、「利用していない」が17.8%となっています。

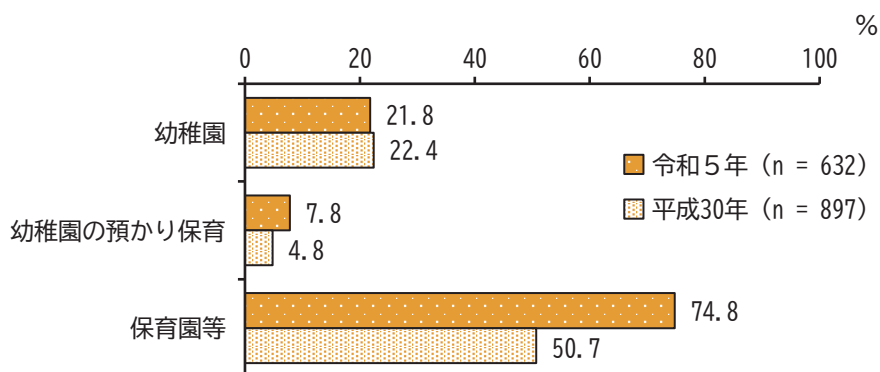
平成30年の調査結果と比較すると、「利用している」は7.8ポイント増加しており、定期的な教育・保育の環境が向上している状況がうかがえます。

【図表】 3－33 定期的な教育・保育事業の利用状況



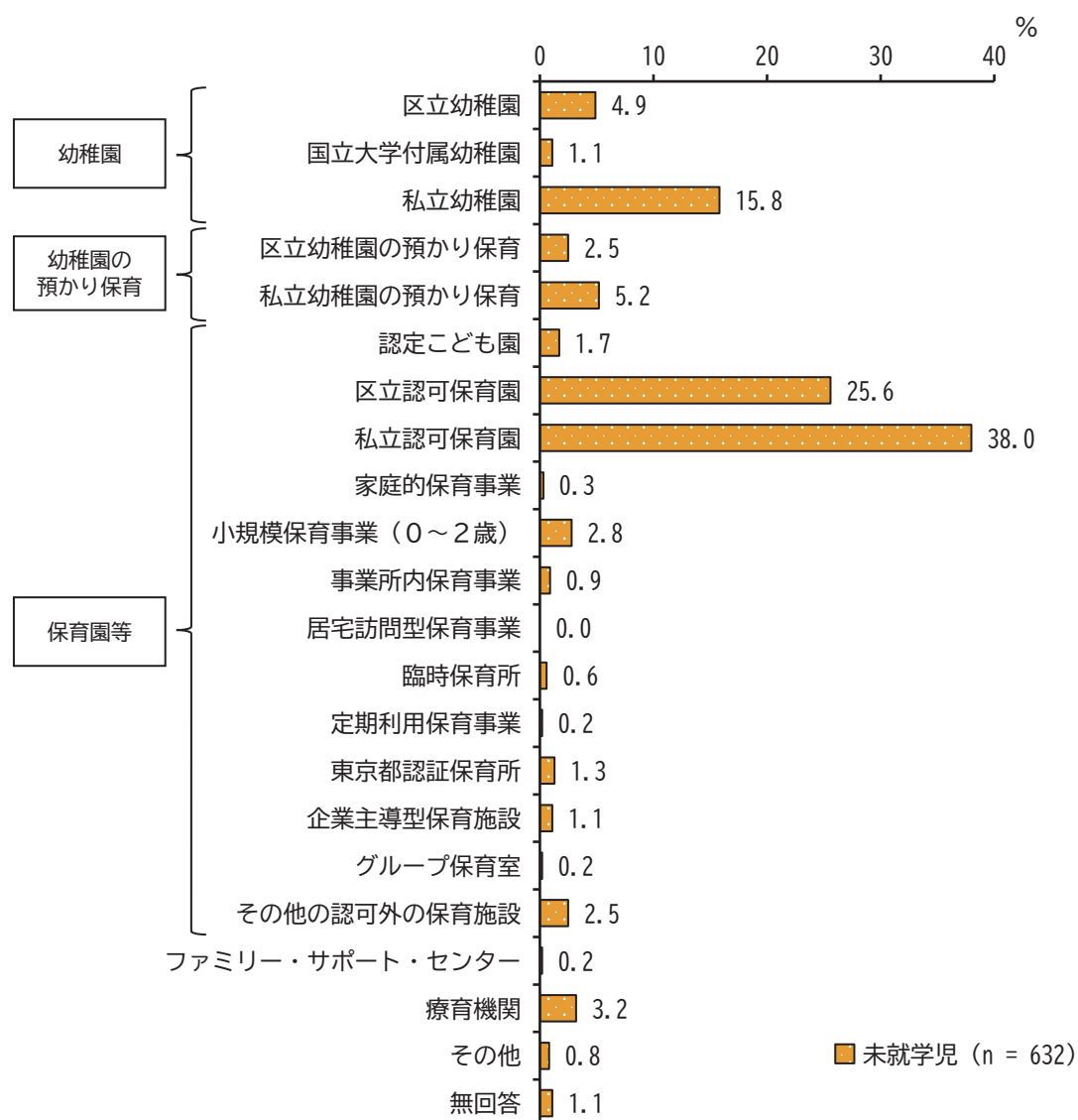
定期的にご利用している教育・保育事業については、幼稚園が21.8%、幼稚園の預かり保育が7.8%、保育園等が74.8%となっています。平成30年の調査結果と比較すると、保育園等は24.1ポイントと大幅に増加しています。

【図表】 3－34 定期的にご利用している教育・保育事業（複数回答）



事業ごとの利用状況をみると、「私立認可保育園」が38.0%で最も多く、次いで「区立認可保育園」が25.6%、「私立幼稚園」が15.8%となっています。

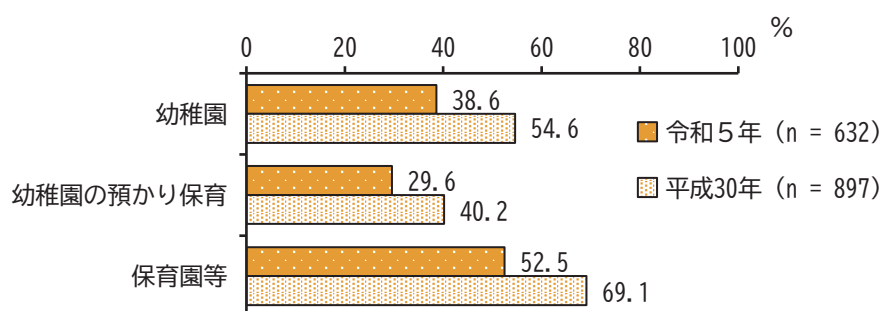
【図表】 3-35 事業ごとの利用状況（複数回答）



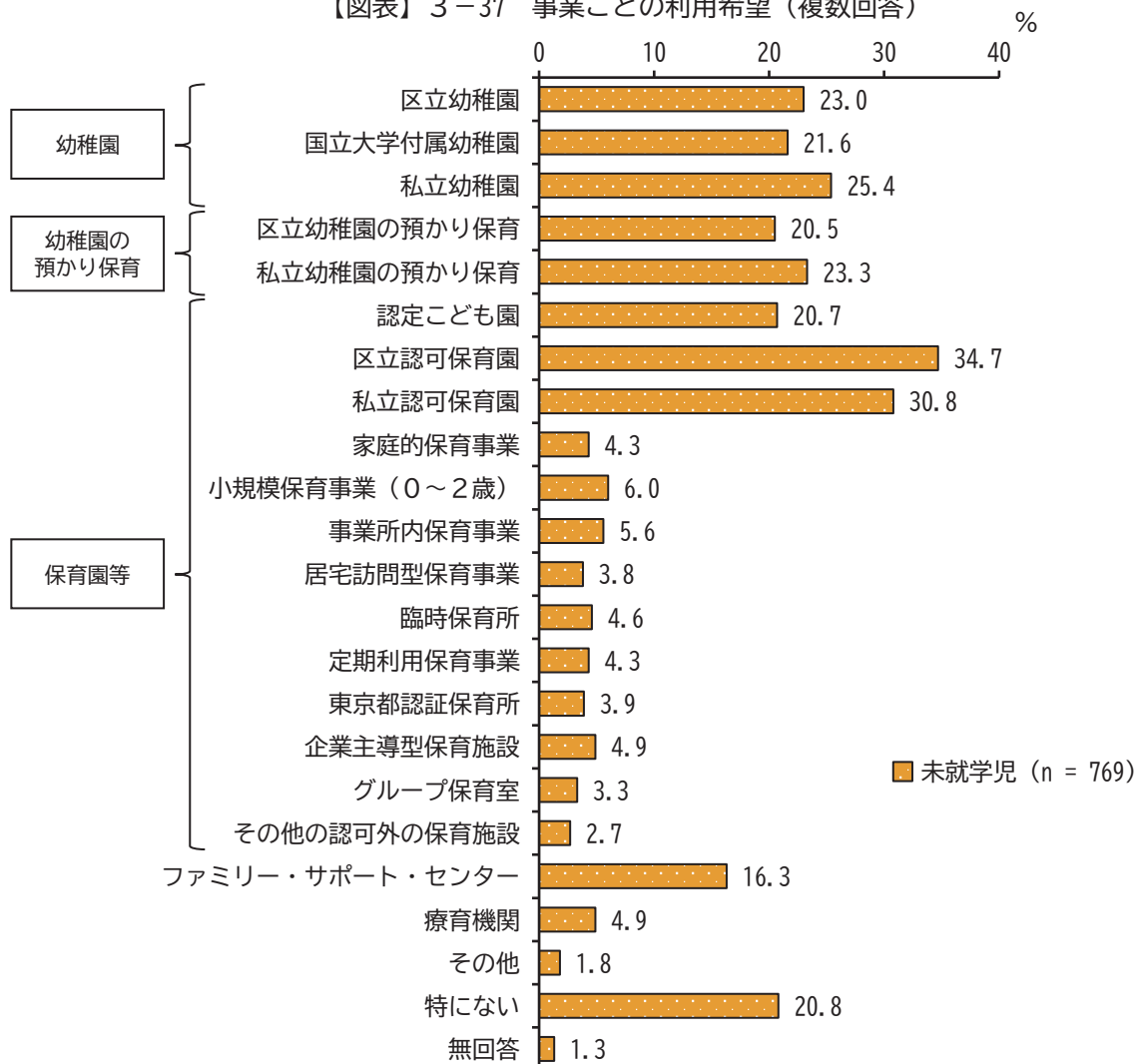
利用したい定期的な教育・保育事業については、幼稚園で38.6%、幼稚園の預かり保育で29.6%、保育園等で52.5%となっています。平成30年の調査結果と比較すると、幼稚園は16.0ポイント、幼稚園の預かり保育は10.6ポイント、保育園等は16.6ポイント減少しています。

事業ごとの利用希望をみると、「区立認可保育園」が34.7%で最も多く、「私立認可保育園」が30.8%で次いでいます。また、各事業において、利用希望が一定数あることがわかります。

【図表】 3-36 利用したい定期的な教育・保育事業（複数回答）



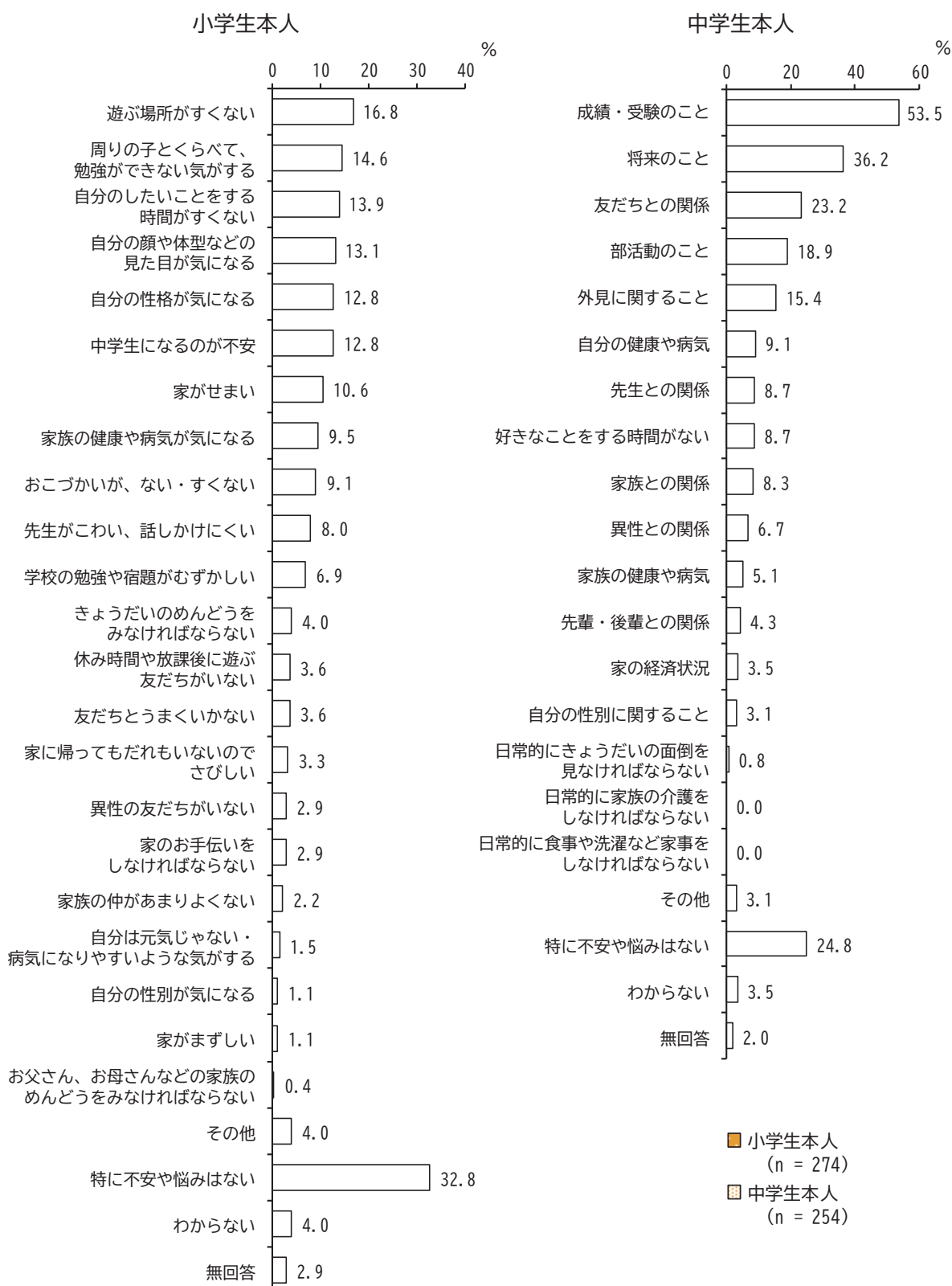
【図表】 3-37 事業ごとの利用希望（複数回答）



(7) 現在の不安・悩み

現在の不安・悩みを尋ねたところ、小学生本人は「遊ぶ場所がすくない」が16.8%と最も多く、中学生本人は「成績・受験のこと」が53.5%と最も多くなっています。

【図表】 3-38 現在の不安・悩み（複数回答）



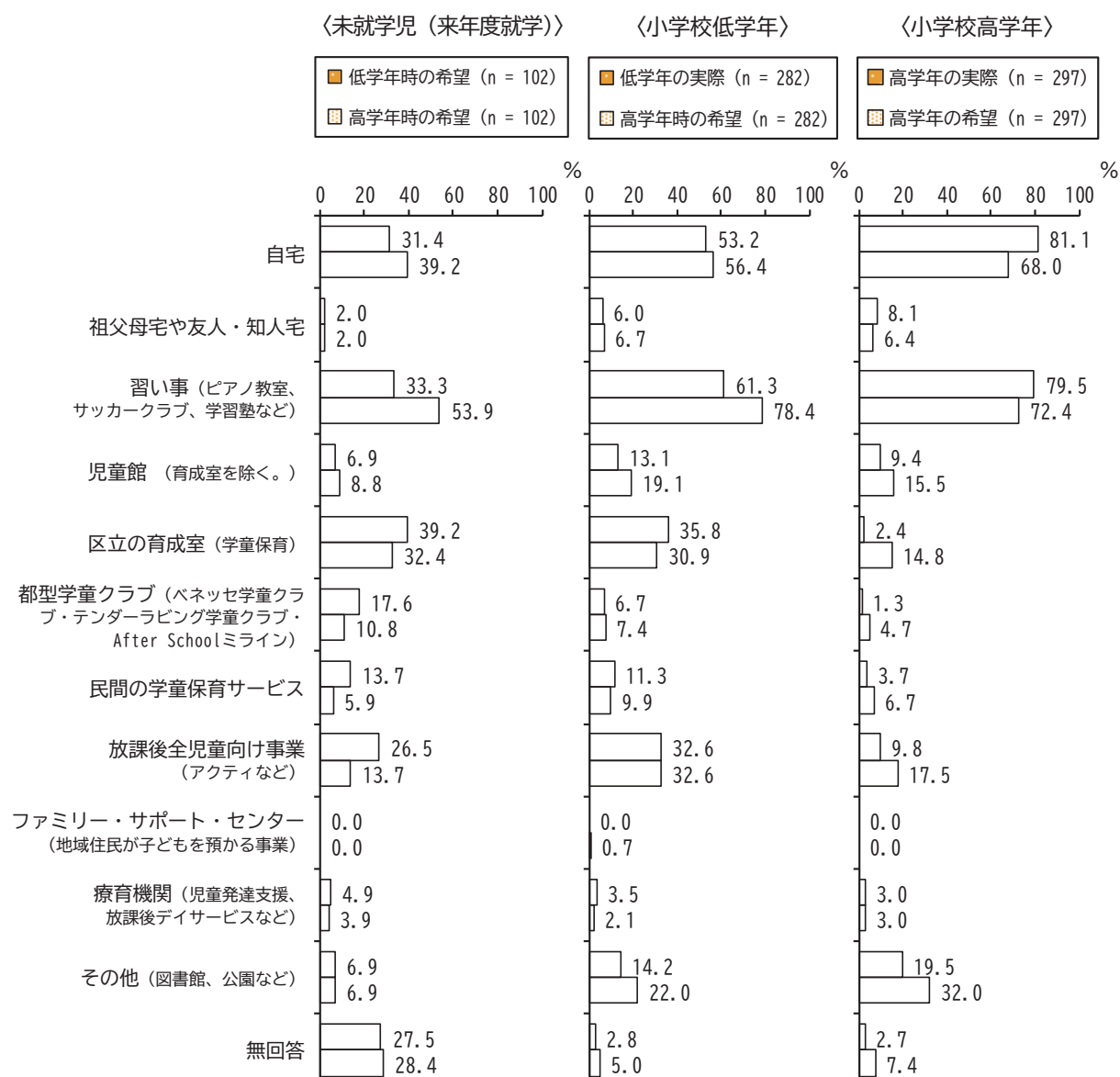
(8) 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所

小学校の放課後の過ごし方について、未就学児のうち来年度就学する児童の保護者へ将来の希望を尋ねたところ、低学年時は「区立の育成室（学童保育）」が39.2%と最も多く、高学年時では「習い事」が53.9%と最も多くなっています。

小学校低学年の保護者に低学年の実際と高学年時の希望を尋ねたところ、ともに「習い事」が最も多く、次いで低学年の実際では「自宅」が53.2%、「区立の育成室（学童保育）」が35.8%となっており、高学年時の希望では「自宅」が56.4%、「放課後全児童向け事業（アクティなど）」が32.6%となっています。

小学校高学年の保護者においては、実際は「自宅」が81.1%と最も多く、次いで「習い事」が79.5%となっており、希望は「習い事」が72.4%、「自宅」が68.0%となっています。

【図表】 3-39 小学校の放課後を過ごさせたい場所・過ごしている場所（複数回答）

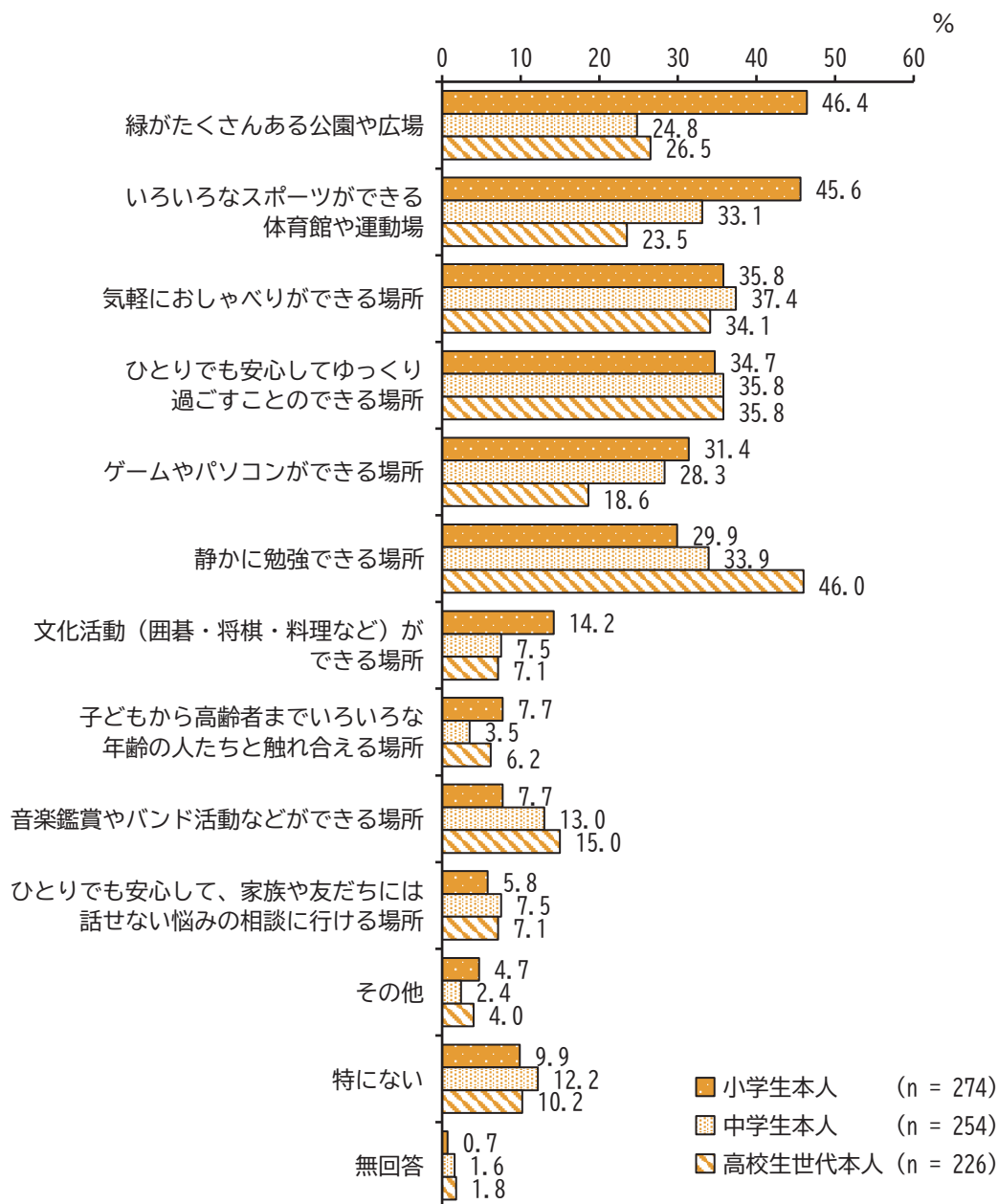


(9) 小学生と中学生、高校生が学校と家以外で放課後に過ごす場所として望んでいるもの

小学生本人に放課後を過ごす場所の希望について尋ねたところ、「緑がたくさんある公園や広場」が46.4%と最も多く、次いで「いろいろなスポーツができる体育館や運動場」が45.6%となっています。

中学生本人では「気軽におしゃべりできる場所」が37.4%、高校生世代本人では「静かに勉強できる場所」が46.0%で最も多く、次いで「ひとりでも安心してゆっくり過ごすことのできる場所」がそれぞれ35.8%となっています。

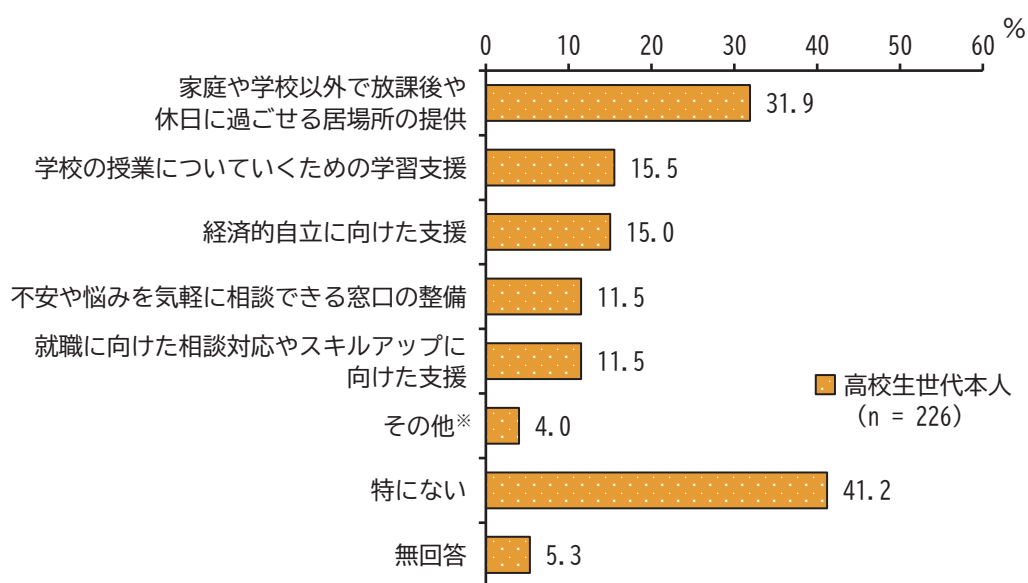
【図表】3-40 小学生本人・中学生本人・高校生本人が学校と家以外で放課後に過ごす場所としてあればいいと思うもの（複数回答）



(10) 高校生が充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)として望んでいるもの

高校生世代本人に充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)について尋ねたところ、「特にない」が4割を超えている一方、「家庭や学校以外で放課後や休日に過ごせる居場所の提供」が3割を超えており、「学校の授業についていくための学習支援」や「経済的自立に向けた支援」も1割半ばとなっています。

【図表】 3-41 充実した生活を送れるようになるために必要な取組(支援)
高校生本人(複数回答)



※ その他：学習スペースの整備など

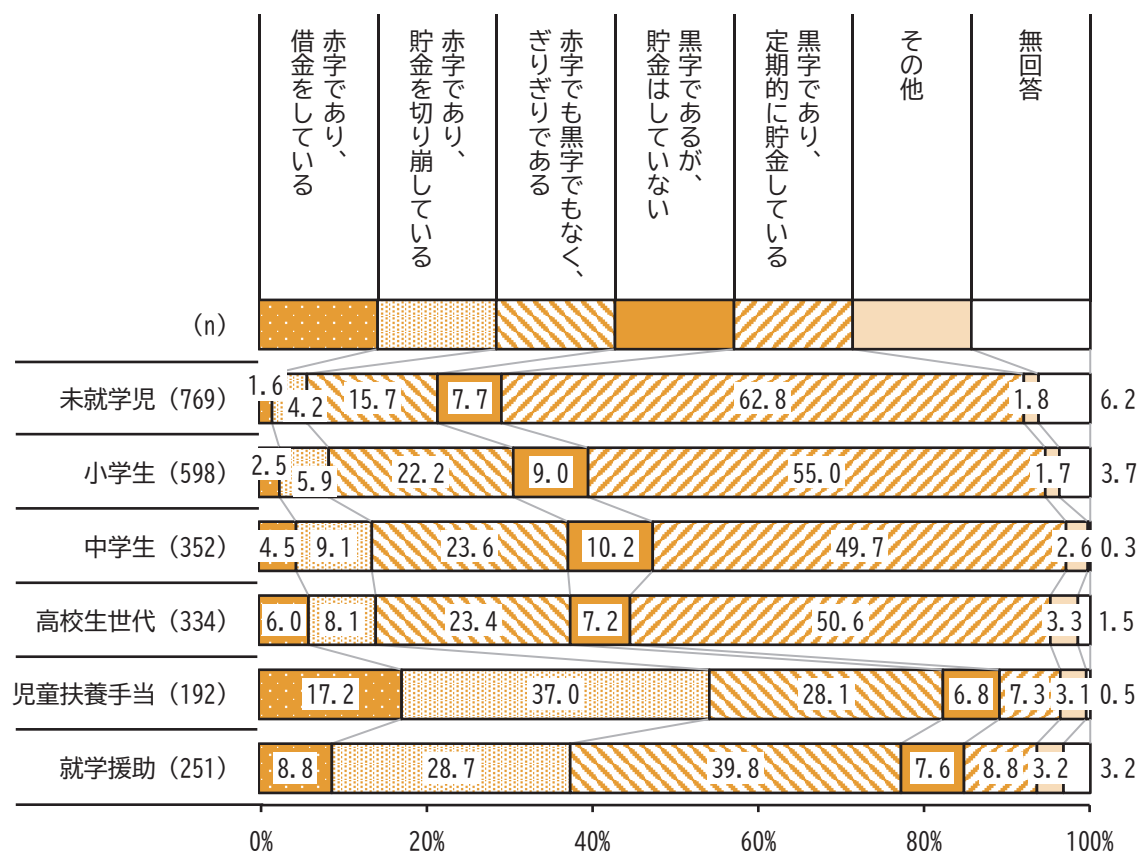
(11) 家庭の家計状況

家計の状況を尋ねたところ、未就学児、小学生、中学生及び高校生世代の保護者は、「黒字であり、定期的に貯金している」が約50%から約60%と最も多く、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が次いでいます。

児童扶養手当受給保護者は、「赤字であり、貯金を切り崩している」が37.0%と最も多く、次いで「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が28.1%、「赤字であり、借金をしている」が17.2%となっています。

就学援助受給世帯保護者は、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が39.8%と最も多く、次いで「赤字であり、貯金を切り崩している」が28.7%、「赤字であり、借金をしている」と「黒字であり、定期的に貯金している」が8.8%となっています。

【図表】 3-42 家庭の家計状況



第4章 主要項目及びその方向性

地域福祉保健計画の基本理念・基本目標に基づき、子育て支援施策を推進するため、全体的に関わる3つの「基本的な視点」と本計画期間（令和7年度～令和11年度）における、5つの「主要項目とその方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

【基本的な視点】

○子どもの権利の保障と意見表明機会の確保

子どもをひとりの人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの最善の利益を守ります。また、子どもが自由に自分の意見を表明するとともに、社会的活動に参加する機会の確保を図ります。

○重層的支援体制整備事業の推進

社会情勢の変化に伴う複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、高齢、介護、障害、子ども、生活困窮等の分野横断的な多機関が連携した重層的なセーフティネットの構築を目指します。また、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を推進します。

○持続可能で豊かな地域社会の構築

子どもが、将来にわたり、身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現は、未来を担う人材を社会全体で育み、地域社会の持続可能性を高めることにつながります。子どもが、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができ、また、子どもを産み育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の構築を目指します。

1 親子の健やかな成長の支援

● 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

家庭にとって、妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期であることから、将来の妊娠のための健康管理、心身の回復、子育てへの不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目のない支援を継続していきます。

● 親子の健康の維持・増進

子どもの成長に応じた検診や、健康について正しい知識を持ち、親子が共に健やかに成長できる取組等を実施するとともに、運動やスポーツに親しむ機会を提供し、親子の健康の維持・増進を図ります。

● 情報発信の最適化

妊娠・出産・子育てに関する正確な情報や各種の子育てサービス等が必要としている人に十分周知され、利用につながるよう、多種多様な媒体を活用し、幅広く情報発信を行います。

2 多様な子育て支援サービスの提供

● 幼児期における教育・保育の充実

子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、各家庭がより良い子育てを選択し、子どもたちが安心して成長できるよう、多様化するニーズを的確に把握し、自宅等での預かりや育児支援、地域の社会資源としての保育施設の活用を含め、安定的な子育て支援サービスを提供します。

また、全ての教育・保育施設において、安全で質の高い教育及び保育を提供できる体制を整備するとともに、保育を必要とする家庭の子どもが保育の必要な年齢で入園できる環境づくりを進めます。

● 放課後の居場所づくり

子どもが放課後に安心して過ごせるよう、育成室の待機児童数の増加等を踏まえて策定した「育成室待機児童解消加速化プラン」のもと、育成室の整備をはじめ、都型学童クラブの誘致や放課後全児童向け事業の充実等を進め、待機児童の解消及び定員の適正化を図るとともに、学童保育の質の向上を促進します。

3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

● 子どもの学び・経験の機会充実

次世代を担う子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、タブレット端末をはじめとしたICT等を活用し、情報活用能力を含む学びの質の向上を図るとともに、学校施設等の計画的な改築・改修等を進め、施設面の整備を図ることで、良好な学びの環境を確保します。

また、幼児・児童・生徒が社会や自然と直接関わる経験の機会の充実を図り、子どもの社会性や生命を尊重する心、自他を大切にする心などの豊かな人間性を育みます。

● 青少年の健全育成と自主的な活動の支援

青少年が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験等を通して、社会性や自主性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境を整備します。

また、青少年プラザ（b-lab）の利用促進を図るとともに、青少年の活動・交流の場を拡充することで、青少年の自主的な活動を支援します。

4 全ての子育て家庭を支える体制の充実

● 組織横断的な連携体制

子育て家庭が抱える幅広い悩みに対応し、より早い段階から適切な支援へつながられるよう、子どもと家庭に対する包括的な支援及び関係機関との組織横断的な連携体制を確立します。

● 児童虐待防止支援体制の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えることから、育児不安や児童虐待のリスクの予防や早期発見に努めるとともに、関係機関と新たに設置する区児童相談所が共に連携しながら、適切な対応ができる体制づくりを進めます。

児童虐待の予防や早期発見については、子ども家庭支援センターや保健サービスセンター、教育センターや保育園、幼稚園、学校など、子育て、福祉、保健、教育分野の様々な関係機関が連携を深めながら対応していきます。

区児童相談所は、児童虐待ケースの初動の段階から関わり、迅速で専門的なアプローチをケースに応じて展開するなど、児童虐待の予防からハイリスクケース対応、再発防止までの、一貫した、きめの細かな相談支援体制を関係機関と共に確立していきます。

● 悩み・困難を抱える子どもへの支援

日常生活や学校生活において、悩みや困難を抱える子どもに対し、関係機関の連携を強化し、組織横断的に情報共有を図り、一人ひとりの状況に応じた最適な支援を行います。

● 子どもの貧困対策

子どもが生まれ育った環境に左右されることがなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つためには、子どもの貧困の解消が重要であることから、関係部署間の連携を強化し、教育支援・生活支援・経済的支援等を推進します。

● 全世帯に向けた経済的な負担の軽減

全ての子育て世帯に対して、ライフステージを通じた子育てに係る経済的な負担軽減の充実を図り、次世代を担う子どもの育ちを支援します。

5 子育てしやすいまちづくりの推進

● 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

子育て家庭が社会から孤立せず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会の充実を図り、子どもや親子が集える居場所、多世代交流の場を確保します。

また、家族で過ごす時間の確保や家庭生活と職業生活の両立を図るため、男女平等参画の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を進め、地域社会全体で子どもを育む体制を構築します。

● 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子育て家庭が地域において、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、道路や公園等の整備に当たっては、事故や事件の防止に配慮した環境づくりを進めます。

子育て家庭が利用する施設において、防災力や防犯力を高める取組を進め、子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちの環境を整備します。

また、オンライン上での危険から子どもを守るため、インターネット利用のルール等に関する啓発活動や発達段階に応じた情報モラル教育を学校等と連携して引き続き取り組みます。

第5章 計画の体系・計画事業

第4章で掲げた5つの主要項目を体系の大項目としています。

No	大項目	小項目	計画事業
1	親子の健やかな成長の支援	○妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ○親子の健康の維持・増進 ○情報発信の最適化	現在検討中
2	多様な子育て支援サービスの提供	○幼児期における教育・保育の充実 ○放課後の居場所づくり	
3	子どもの生きる力・豊かな心の育成	○子どもの学び・経験の機会充実 ○青少年の健全育成と自主的な活動の支援	
4	全ての子育て家庭を支える体制の充実	○組織横断的な連携体制 ○児童虐待防止支援体制の充実 ○悩み・困難を抱える子どもへの支援 ○子どもの貧困対策 ○全世帯に向けた経済的な負担の軽減	
5	子育てしやすいまちづくりの推進	○地域社会全体で子どもを育む体制の構築 ○子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	

子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画であり、本区では、子育て支援計画と一体的に策定しています。

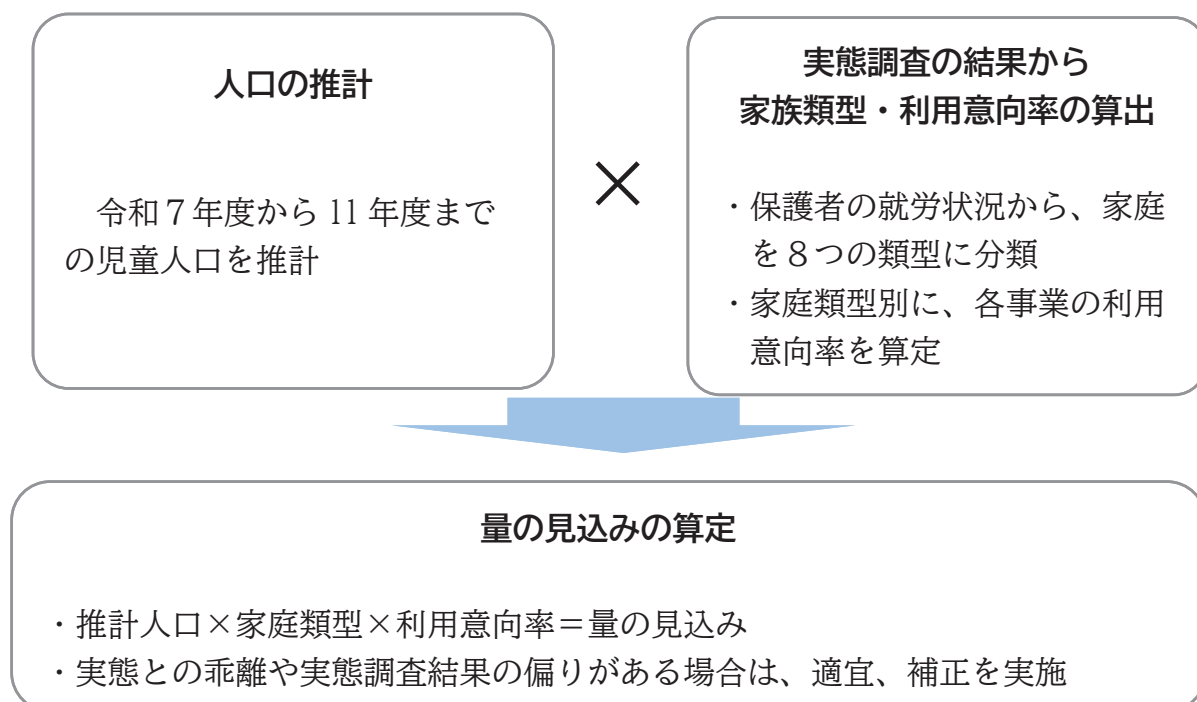
2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、「地理的条件や人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、文京区全域を 1 区域として設定します。

3 量の見込みの算定方法（概要）

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成 26 年 1 月）」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえ、本区の人口推計と令和 5 年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果を用いて以下の流れで量の見込みを算定します。

ただし、その結果が実態（過去の事業実績）と大きく乖離し、適切な量の見込みを算定することが困難な事業については、本区の実情に応じた方法で算定します。



4 量の見込みと提供体制

- (1) 幼児期の教育・保育 【別紙1のとおり】
- (2) 地域子ども・子育て支援事業 【別紙2のとおり】
 - ア 利用者支援事業
 - イ 地域子育て支援拠点事業
 - ウ 妊婦健康診査
 - エ 乳児家庭全戸訪問事業
 - オ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - カ 子育て短期支援事業
 - キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ク 一時預かり事業
 - ケ 延長保育事業
 - コ 病児保育事業
 - サ 放課後児童健全育成事業

上記事業のほか、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、現行計画同様、文章にて取組の方向性等を記載します。

また、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」については、今後お示しするとともに、「こども誰でも通園制度」「産後ケア事業」については、国から、量の見込みの算出等の考え方を示した手引きを改訂する可能性がある旨の通知があり、その内容を踏まえお示しします。

幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

別紙 1

項 目		令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度					
		(令和8年4月1日時点)					(令和9年4月1日時点)					(令和10年4月1日時点)					(令和11年4月1日時点)					(令和12年4月1日時点)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		教育希望	保育の必要性あり		保育の必要性あり		
		3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	3歳以上	3歳以上		0歳	1～2歳	
教育希望	左記以外		教育希望	左記以外				教育希望	左記以外				教育希望	左記以外													
① ニーズ量の見込み		1,253人	712人	3,164人	527人	2,332人	1,239人	704人	3,129人	537人	2,366人	1,225人	696人	3,094人	554人	2,465人	1,258人	715人	3,178人	571人	2,527人	1,281人	728人	3,236人	587人	2,605人	
② 確保方策	教育・保育施設	(1) 認定こども園	101人	42人	33人	6人	42人	101人	42人	33人	6人	42人	305人	168人	33人	6人	105人	305人	168人	33人	6人	105人	305人	168人	33人	6人	105人
		(2) 区立幼稚園	634人	301人	—	—	—	578人	301人	—	—	—	438人	180人	—	—	—	438人	180人	—	—	—	438人	180人	—	—	—
		(3) 私立幼稚園	1,101人	527人	—	—	—	1,101人	527人	—	—	—	1,101人	527人	—	—	—	1,101人	527人	—	—	—	1,101人	527人	—	—	—
		(4) 国立大学付属幼稚園	117人	13人	—	—	—	117人	13人	—	—	—	117人	13人	—	—	—	117人	13人	—	—	—	117人	13人	—	—	—
		(5) 区立認可保育園	—	—	1,119人	144人	633人	—	—	1,119人	144人	633人	—	—	1,119人	144人	633人	—	—	1,119人	144人	633人	—	—	1,119人	144人	633人
		(6) 私立認可保育園	—	—	2,992人	492人	1,729人	—	—	2,992人	492人	1,729人	—	—	2,992人	492人	1,729人	—	—	2,992人	492人	1,729人	—	—	2,992人	492人	1,729人
	地域型保育事業	(7) 定期利用保育	—	—	—	—	28人	—	—	—	—	28人	—	—	—	—	28人	—	—	—	—	28人	—	—	—	—	28人
		(8) 東京都認証保育所	—	—	10人	23人	72人	—	—	10人	23人	72人	—	—	10人	23人	72人	—	—	10人	23人	72人	—	—	10人	23人	72人
		(9) 企業主導型保育事業	—	—	25人	18人	92人	—	—	25人	18人	92人	—	—	25人	18人	92人	—	—	25人	18人	92人	—	—	25人	18人	92人
		(10) その他認可外保育施設	—	—	186人	12人	105人	—	—	186人	12人	105人	—	—	186人	12人	105人	—	—	186人	12人	105人	—	—	186人	12人	105人
		(1) 家庭的保育事業	—	—	—	5人	12人	—	—	—	5人	12人	—	—	—	5人	12人	—	—	—	5人	12人	—	—	—	5人	12人
		(2) 小規模保育事業	—	—	—	59人	184人	—	—	—	59人	184人	—	—	—	59人	184人	—	—	—	59人	184人	—	—	—	59人	184人
		(3) 事業所内保育事業	—	—	—	5人	14人	—	—	—	5人	14人	—	—	—	5人	14人	—	—	—	5人	14人	—	—	—	5人	14人
		(4) 居宅訪問型保育事業	—	—	—	—	0人	—	—	—	—	0人	—	—	—	—	0人	—	—	—	—	0人	—	—	—	—	0人
合計		1,953人	883人	4,365人	764人	2,911人	1,897人	883人	4,365人	764人	2,911人	1,961人	888人	4,365人	764人	2,974人	1,961人	888人	4,365人	764人	2,974人	1,961人	888人	4,365人	764人	2,974人	
②－①（充足数）		700人	171人	1,201人	237人	579人	658人	179人	1,236人	227人	545人	736人	192人	1,271人	210人	509人	703人	173人	1,187人	193人	447人	680人	160人	1,129人	177人	369人	

※各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「—」を表示しています。

ア 利用者支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。				
確保方策の考え方		子ども家庭支援センター、保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7 年度	8 年度	9 年度	10年度	11年度
確保方策	型	実施場所・施設及びその数量（箇所）				
	こども家庭センター型	3 か所 （子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

イ 地域子育て支援拠点事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）における地域子育て支援拠点事業の利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		子育てひろば5か所と地域団体による地域子育て支援拠点4か所で事業を実施します。 子育てひろば事業については、西片、汐見、水道、千石、江戸川橋の5か所を事業量としました。 また、地域団体による地域子育て支援拠点事業については、富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4か所を事業量としました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		80,282人	81,479人	84,823人	87,094人	89,723人
確保方策	子育てひろば事業	5か所 （西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）				
	地域団体による地域子育て支援拠点事業	4か所 （富坂地区、大塚地区、本富士地区、駒込地区の4地区に各1か所）				

ウ 妊婦健康診査

子ども・子育て支援法等における事業概要		妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
確保方策	妊娠・出産への支援	実施場所：都内の委託医療機関等（病院、診療所等）				
		主な検査項目：体重、血圧測定、尿検査、貧血、血糖検査等				
		実施時期：通年				

エ 乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援法等における事業概要		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計における0歳児の人口をニーズ量としました。				
確保方策の考え方		生後4か月以内の乳児がいる全てのの家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。 また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		1,836人	1,871人	1,931人	1,988人	2,045人
確保方策	乳児家庭全戸訪問事業	実施体制：保健師・助産師の専門職で実施				
		実施機関：2か所 （保健サービスセンター、保健サービスセンター本郷支所）				

オ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。 また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。
確保方策の考え方	児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭へ家庭支援ヘルパーを派遣するとともに、訪問支援者が居宅を訪問し養育に関する相談支援を実施します。 地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期	
項 目	7年度 8年度 9年度 10年度 11年度
確保方策	児童虐待防止ネットワークの充実 養育支援訪問支援者の訪問回数 72回／年 要保護児童対策地域協議会の開催 要保護児童対策地域協議会SV研修の開催 1回／年

カ 子育て短期支援事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。					
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数からニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、乳幼児ショートステイ事業は利用者数の増減幅が大きいことから直近3か年（令和3年度～5年度）の平均利用人数から、子どもショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は令和5年度の利用人数から、算定しました。					
確保方策の考え方	区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。 〈事業量算定方法〉 乳幼児ショートステイ事業及び子どもショートステイ事業は2か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、365日×2施設×1人＝730人日／年としました。 トワイライトステイ事業は1か所の施設で年間を通じて1人以上の定員を確保していることから、年間の事業量を365人日／年としました。					
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	ショートステイ事業	537人	535人	535人	534人	531人
	トワイライトステイ事業	95人	95人	94人	94人	93人
確保方策	ショートステイ事業	730人	730人	730人	730人	730人
	トワイライトステイ事業	365人	365人	365人	365人	365人
〔確保方策〕－ 〔ニーズ量〕	ショートステイ事業	193人	195人	195人	196人	199人
	トワイライトステイ事業	270人	270人	271人	271人	272人

キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要		乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。 利用意向割合・利用意向日数については、小学生を対象とした令和5年度の事業実績から、算定しました。				
確保方策の考え方		文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。 〈事業量算定方法〉 コロナ禍前5年間（平成27年度から令和元年度まで）の小学生を対象とした事業実績の平均を、令和7年度以降の事業量としました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）	延べ利用児童数 小学校低学年	1,499人	1,445人	1,430人	1,370人	1,355人
	延べ利用児童数 小学校高学年	273人	284人	281人	280人	270人
	合 計	1,772人	1,729人	1,711人	1,650人	1,625人
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人	1,890人
〔確保方策〕－〔ニーズ量〕		118人	161人	179人	240人	265人

ク 一時預かり事業

子ども・子育て支援法等における事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
---------------------	--

〈一時預かり事業（幼稚園型）〉

量の見込み（ニーズ量） の算定方法		将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数から ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		区立幼稚園・幼稚園型認定こども園全園にて、在園児を対象に、教育課程開始前もしくは終 了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、一部私立幼稚園においても、預かり 保育を実施します（各園で実施内容は異なる。）。 〈事業量算定方法〉 ・ 区立幼稚園・幼稚園型認定こども園：登録利用については、全園登録人数×実施日数と し、一時利用については、利用者×実施園数×実施日数とし、事業量を算定しました。 ・ 私立幼稚園：各園における実施内容が異なることから、令和5年度における各園の実績を 踏まえ、事業量を算定しました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （ニーズ量）	一時利用の 預かり保育	19,761人	19,542人	19,323人	19,849人	20,209人
	定期利用の 預かり保育	173,715人	171,793人	169,870人	174,491人	177,654人
	合 計	193,476人	191,335人	189,193人	194,340人	197,863人
確保方策	区立幼稚園・幼稚園型 認定こども園での 預かり保育	113,100人	113,100人	110,200人	110,200人	110,200人
	私立幼稚園での 預かり保育	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人	90,200人
	合 計	203,300人	203,300人	200,400人	200,400人	200,400人
〔確保方策〕－〔ニーズ量〕		9,824人	11,965人	11,207人	6,060人	2,537人

〈一時預かり事業（幼稚園型以外）〉

量の見込み（ニーズ量） の算定方法		将来人口推計と実態調査における一時利用の預かり保育の利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。												
確保方策の考え方		3か所（令和5年度以降は4か所）のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。 〈事業量算定方法〉 ・緊急一時保育、リフレッシュ時保育 年間事業実施日を288日（令和5年度実績）と設定し、各園の定員の合計数が41人であることから、41人×288日＝11,808人日／年としました。 ・一時保育事業 キッズルームごとに、1日の最大受入人数実績と開室日数（令和5年度実績）から事業量を算出しました。 <table><tr><td>・キッズルームシビック</td><td>27人×359日＝9,693人日／年</td></tr><tr><td>・キッズルーム目白台</td><td>12人×292日＝3,504人日／年</td></tr><tr><td>・キッズルームかごまち</td><td>14人×292日＝4,088人日／年</td></tr><tr><td>・キッズルーム茗荷谷</td><td>17人×292日＝4,964人日／年</td></tr></table>					・キッズルームシビック	27人×359日＝9,693人日／年	・キッズルーム目白台	12人×292日＝3,504人日／年	・キッズルームかごまち	14人×292日＝4,088人日／年	・キッズルーム茗荷谷	17人×292日＝4,964人日／年
・キッズルームシビック	27人×359日＝9,693人日／年													
・キッズルーム目白台	12人×292日＝3,504人日／年													
・キッズルームかごまち	14人×292日＝4,088人日／年													
・キッズルーム茗荷谷	17人×292日＝4,964人日／年													
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期														
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度								
量の見込み （ニーズ量）	利用児童数	18,810人	18,855人	19,079人	19,592人	20,061人								
確保方策	緊急一時保育、 リフレッシュ時保育	11,808人	11,808人	11,808人	11,808人	11,808人								
	一時保育事業	22,249人	22,249人	22,249人	22,249人	22,249人								
	合 計	34,057人	34,057人	34,057人	34,057人	34,057人								
【確保方策】－【ニーズ量】		15,247人	15,202人	14,978人	14,465人	13,996人								

ケ 延長保育事業（時間外保育事業）

子ども・子育て支援法等における事業概要		保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法		将来人口推計と実態調査における延長保育事業の利用意向割合から、ニーズ量を算定しました。				
確保方策の考え方		全ての区立認可保育園及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む。）において、延長保育事業を実施します。 〈事業量算定方法〉 ・区立認可保育園：延長保育定員数の総数を、事業量を算定しました。 ・私立認可保育園等：私立認可保育園については、延長保育の事業量を1園15人（小規模保育事業は5人）とし、認証保育所については、年度により利用数変動するため、1か所当たりの事業量を10人とし、事業量を算定しました。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期						
項 目		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（ニーズ量）		1,188人	1,192人	1,208人	1,240人	1,270人
確保方策	区立認可保育園の延長保育	411人	411人	411人	411人	411人
	私立認定保育園等の延長保育	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人	1,270人
	合 計	1,681人	1,681人	1,681人	1,681人	1,681人
〔確保方策〕－〔ニーズ量〕		493人	489人	473人	441人	411人

コ 病児保育事業（病後児保育事業を含む。）

子ども・子育て支援法等における事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。												
量の見込み（ニーズ量）の算定方法	将来人口推計と利用意向割合・利用意向日数から、ニーズ量を算定しました。利用意向割合・利用意向日数については、令和5年度の実際の利用延べ人数から、算定しました。												
確保方策の考え方	区が委託する病児・病後児保育施設4か所で保育を実施します。 病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由により保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域な偏在等により、ニーズに対応しきれていない部分があると考えられます。これらを踏まえ、令和7年度から11年度までの間に、施設が存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めていきます。 〈事業量算定方法〉 年間の平均開室日数を240日（平日のみ）とし、各施設の定員数を掛け合わせ、受入可能人数を算出しました。 <table><tr><td>・保坂病児保育ルーム</td><td>6人×240日＝1,440人日</td></tr><tr><td>・順天堂病後児ルーム「みつばち」</td><td>6人×240日＝1,440人日</td></tr><tr><td>・駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」</td><td>4人×240日＝ 960人日</td></tr><tr><td>・ゆうひが丘春日病児保育ルーム</td><td>6人×240日＝1,440人日</td></tr></table>					・保坂病児保育ルーム	6人×240日＝1,440人日	・順天堂病後児ルーム「みつばち」	6人×240日＝1,440人日	・駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」	4人×240日＝ 960人日	・ゆうひが丘春日病児保育ルーム	6人×240日＝1,440人日
・保坂病児保育ルーム	6人×240日＝1,440人日												
・順天堂病後児ルーム「みつばち」	6人×240日＝1,440人日												
・駒込病院病児・病後児保育室「ろびん」	4人×240日＝ 960人日												
・ゆうひが丘春日病児保育ルーム	6人×240日＝1,440人日												
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期													
項 目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度								
量の見込み（ニーズ量）	4,464人	4,408人	4,424人	4,430人	4,481人								
確保方策	病児・病後児保育	5,280人	5,280人	5,280人	5,280人								
[確保方策]－[ニーズ量]		816人	872人	856人	850人	799人							

サ 放課後児童健全育成事業（放課後全児童向け事業を含む。）

子ども・子育て支援法等における事業概要			保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。				
量の見込み（ニーズ量）の算定方法			将来人口推計と実態調査における育成室の利用意向割合から、ニーズ量を算定しました。さらに潜在的なニーズとして、実態調査において育成室を利用していないもののうち、「利用したいが空きがない」「利用したいが近くにない」を選択し、一定の条件が合えば利用の可能性のある層を加えました。				
確保方策の考え方			現在の育成室事業を継続するとともに、計画期間中に新たな育成室を順次整備していくことで、早期の待機児童解消を図ります。 また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。引き続き実施時間を延長するなど、事業の充実を図ります。 〈事業量算定方法〉 本計画中に新たに整備する育成室について、定員数を概ね40人と設定し、既存育成室の定員数に加算することで、事業量を算定しました。 なお、定員を超えて受け入れを行っている育成室については、新規育成室の整備に合わせて定員の適正化を図っていきます。				
量の見込み（ニーズ量）と確保方策の実施時期							
項 目			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の 見 込 み （ ニ ー ズ 量 ）	低 学 年	利用児童数（1年生）	799人	759人	741人	703人	736人
		利用児童数（2年生）	684人	787人	748人	730人	692人
		利用児童数（3年生）	685人	623人	717人	682人	665人
		計	2,168人	2,169人	2,206人	2,115人	2,093人
	高 学 年	利用児童数（4年生）	345人	362人	328人	342人	325人
		利用児童数（5年生）	142人	144人	151人	137人	143人
		利用児童数（6年生）	112人	118人	120人	126人	114人
		計	599人	624人	599人	605人	582人
確 保 方 策	育成室の整備（低学年）	2,420人	2,450人	2,539人	2,648人	2,658人	
	放課後全児童向け事業の充実（低学年＋高学年）	実施時間・日数の充実					
〔確保方策〕－〔ニーズ量〕（低学年）			252人	281人	333人	533人	565人